

平成29年2月20日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長 江 崎 文 男	
	ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財 政 課 長 高 島 浩 介	
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘	
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成29年2月20日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	7番 吉富 隆	1. 滞納問題について 2. ふるさと納税について 3. 町長の言動について 4. 給食費滞納について
2	1番 向井 正	1. 地方創生について 2. 鳥獣被害対策について 3. 公共交通について
3	3番 田中 静雄	1. 人口減少対策について 2. 中学校周辺駐車場整備について 3. 小、中学校の給食費未納について 4. ふるさと納税について
4	2番 吉田 豊	1. 子育て支援 2. 老人福祉 3. 採択された請願事項の取り扱い 4. 防災対策 5. 町長の施政方針に対する各課長の考えは

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆君よりお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。7番吉富でございます。

ただいま議長のほうからお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

大きく分けて4点ほど質問をさせていただきたいと思っております。明快な御回答をお願いしておきたいと思っております。

その前に、非常に平成29年、新しい第1回目の議会ということで、いろいろな面で私も考えてまいりました。その中で一町民から、議会の機能は全然発揮していないじゃないかという御指摘をいただきました。それなりにいろいろと帰って精査したところ、なるほどなど、これは本当にそうだなという感覚を持っておったところでございます。

どういうことを言われたかと申し上げますと、議会の内部も4つも5つも事件があつておるのに何で解決せんのかとか、副町長の件はどがんなとつかいというようなことを御指摘を受けました。それに基づいては、きちっとした形で議会内部のこと、行政との関連につきましては、今後もそういうことは精査してまいりたいということを考えておるところでございます。

それでは早速、質問に移らせていただきます。

滞納問題についてでございます。これは全般のことでございますが、1点目に進捗状況について、28年度についてお尋ねをさせていただきたい。そして、私が毎年3月定例会にはこの問題を出しております。なぜ出しよるかということ、上峰町の財政はどがんなりよっじょうか、どうしたらよからうかということを考えているからこそ出しているわけですよ。それに基づいて分納誓約の基準、どういうところにきたら、どういう人に対して分納誓約をやっているのか、それと差し押さえの基準も、どういうことを念頭に差し押さえをやっておられるのか、その辺について資料もいただいておりますが、目を通したところ、法律上のことだけの資料になっておりますので、その件についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それから、ふるさと納税についてでございますが、これにつきましても私はもう4回目の質問になります。

1点目に進捗状況についてでございます。それから2番目に、4月から12月までの寄附金はどのくらいいただいたのか、これも資料をいただいております。3番目の返礼品については、本当に4回目の質問ではございますが、皆さん御案内のように、テレビ放映をされましたよね。佐賀牛、上峰牛は入っていないだろうというような放映がありました。それについての対策はどのように行政でなされているのか、お尋ねをしてみたい。それから、返礼品の1位から10位までで何が一番出ているのか、これも資料をいただいておりますので、そ

の中を見ながらお尋ねをしまいたいというふうに考えております。

それから大きく3点目に、町長の言動についてでございます。

町長の言動について、町長はどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。議員に対して、職員に対しての言動についてお尋ねをしまいたいと思っております。

これも若干問題が僕はあると思っております。議事録等々を見ますと、それなりに厳しい言動がなされております。このことについて、きちっとした形をとって質問をさせていただきたい。

それから、給食費の滞納についてでございます。これも大きな問題があると思っております。同僚議員も出されているようでございますが、この進捗なりなんなり質問させていただきたい。一番問題は、給食の無料化との関連がございますので、きちっとした形をとりたい、質問をさせていただきたい。そして、やはり皆さんが御理解いただけるような内容であるとするならば、私は何ら問題ないと思っております。大きな問題がこれはあると僕は思っています。

以上4点でございますが、総括説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、滞納問題について。要旨1、進捗状況について、答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。7番吉富議員からの質問事項の1、質問要旨第1項目めの進捗状況についてという御質問にお答えをいたします。

お手元の資料につきましては、提供の依頼がございました個人、法人別の滞納の多い方から20位までを順に記載したものでございます。御参考によりしくお願いいたします。

それでは、町税の徴収状況につきまして直近の1月末現在の徴収率等を報告させていただいて答弁とさせていただきます。

佐賀県に対して報告しております税種でございますが、主要4税、個人の住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税でございますが、税目ごとに現年度分の昨年同期の徴収率、今年度の徴収率、差し引き増減、次に滞納繰越分という形で同様に報告をさせていただきたいと思っております。

まず、個人住民税でございますが、現年度分が昨年度78.33%に対しまして今年度79.05%で、差し引き0.72%の増、滞納繰越分につきましては、昨年度23.36%に対し今年度30.81%で、差し引き7.45%の増。

次に固定資産税でございますが、現年度分が昨年度83.29%に対し今年度82.93%、差し引き0.36%の減、滞納繰越分が昨年度12.48%に対し今年度18.68%で、差し引き6.2%の増。

次に軽自動車税でございますが、現年度分、昨年度97.04%に対し今年度97.68%と差し引き0.64%の増、滞納繰越分が昨年度18.74%に対し今年度は37.29%で、差し引き18.55%の増。

最後に国民健康保険税でございます。現年度分、昨年度74.22%に対し今年度が75.38%となっておりまして、差し引き1.16%の増、滞納繰越分でございますが、昨年度13.25%に対し今年度17.68%で、差し引き4.43%の増となっております。

徴収率に関しましては、このように固定資産税の現年度分のみを除き、全ての税目で昨年同期を上回っているというふうに推移をしております。

なお、主要4税合計につきましては、現年度分が昨年度80.75%に対し今年度81.01%で、差し引き0.26%の増、滞納繰越分は前年度14.55%に対し今年度20.44%で、差し引き5.89%の増といった状況でございます。

また、1月末現在の収入未済額についてでございますが、昨年同期との比較におきましては、主要4税の合計で4,000千円ほど未済額は減少しているというふうな状況でございます。あくまでも1月末現在の状況でございます。

総括をいたしますと、進捗状況に関しましては、以上のとおり、対前年度との比較におきましては、町税全体の徴収率は上向きでございまして、未納額は減少傾向にあるというふうに考えております。ただし、まだ現年度分は出納閉鎖の5月末まで残り4カ月弱、滞納繰越分も2カ月弱、まだ期間がございますので、今後も気を引き締め収入未済額の縮減に取り組んでまいり所存でございます。

以上、答弁といたします。よろしく願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長のほうから詳しく御説明をいただきました。しかしながら、資料を見てみますと、個人と法人で、20番目まででどのくらいの金額かということ、個人が42,000千円なんです。それから、法人が5,685千円程度の資料を提供いただいております。これがもし全部いただいたとするならば、財政に大きな影響力があるだろうと僕は思っています。ただし、大変難しい問題だと思うけれども、担当課においても御苦勞はされておりますが、次に出てくる基準の問題と絡みがございますので、この件については了解をしたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

次へ進んでよろしいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、要旨2、分納誓約の基準について、答弁を求めます。（「一緒をお願いします。差し押さえと分納と一緒に」と呼ぶ者あり）2番と3番ということですか。

○税務課長（坂井忠明君）

それでは、7番吉富議員からの質問事項1、質問要旨第2項目めの分納誓約の基準というもの、3番目の差し押さえの基準につきまして、あわせて御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、要旨第2項目めの分納誓約の基準についてでございますが、お手元の資料「分納誓

約の基準について」に沿って御説明をさせていただきたいと思えます。

納期限内にその賦課された地方税を納付することが困難である者が、失業や生活困窮など、その申し出にやむを得ないと認められる場合、徴収猶予の規定を根拠とする実務上の手続として分納誓約を認めることとしております。国税、県税についても同様の取り扱いと認識をしております。

要件として、第2項目めに掲げてございますが、震災や風水害などは別途その状況によりまして納期未到来分については減免規定等もございますが、過去の滞納分が該当するというようなケースが多いかと思っております。ほとんどのケースにつきましては、4番目の離職や失業、その他過大な債務の存在等によって一括納付が困難な事案かと考えております。

次に、分割納付の効果につきましてでございますが、第1に、滞納処分によることなく猶予期間を付与することで自主納付に移行させるということでございます。滞納者を含めた世帯の生計の維持を担保しつつ、債務の解消を計画的に行うことで、その世帯の生活再建を進め、同時に納税に対する認識を高めることにつなげております。さらに、②にございますように、租税債権の消滅時効の中断というものがその効果の一つでございます。誓約書の提出によって時効が一旦リセットされるものでございます。時効消滅の回避によって納付機会を確保するというようなことが可能となってまいります。

次に、4番目の項といたしまして、留意点を4点記載しております。こちらのほうがいわゆる基準と連動するものでございますが、誓約書の取り扱いに関して一番重要な点でございますが、徴税側がここを勘違いしてまいりますと、本来の目的と大きく乖離する結果となってまいります。

1つは、相手の申し出額を安易に採用することなく、徴税吏員がしっかりと聞き取りによって可能額を算出する。可能な限り短期間で履行できるように誘導するという点ではないかと思っております。

また、誓約不履行が常態化した場合につきましては、ちゅうちょなく滞納処分が科されることを徴税側、それから滞納者側ともに理解し、そちらのほうを確認しておくことというのが大事になってまいります。これらの事項が議員御指摘の基準に相当するものと認識している次第でございます。

引き続きまして、差し押さえの基準につきまして、質問要旨第3項目めでございますが、そちらについてお答えをいたします。

差し押さえの基準につきましても、お手元に資料を御用意しておりますので、そちらに沿って御説明をいたします。

財産の差し押さえにつきましては滞納処分の一環でございます。その対象は現金や預貯金などの債権、不動産や動産、滞納者が第三者に対して有する権利などを国税徴収法の規定を準用する地方税法の規定により差し押さえ、最終的には換価し滞納税に充当するというこ

とが目的でございます。

差し押さえ財産の選択につきましては、県税事務所や滞納整理機構では、滞納者の財産調査で何らかの財産を発見した場合、換価面で即効性のある預貯金や給与、国税還付金請求権等を優先的に差し押さえることが鉄則となっておりますし、次に生命保険契約の解約請求権や各種売掛金、動産などが続いております。必ずこの順位で差し押さえをなすということではございませんが、近年ではこのような順位といたしますか、優先順位に基づいて差し押さえを行っております。

土地や建物などの不動産に関しましては、ほかに適当な債権が見当たらない場合に、資料の一番最後でございます、第5項目めに掲げておりますが、無益な差し押さえに当たらないかどうかを見きわめた上で、財産徴収権の保全という意味合いで差し押さえを行うこととなっております。

差し押さえにおきまして留意すべき事項を資料の3項目めから5項目めに記載をいたしておりますが、まず、法律で規定された禁止財産、また、個別法によって公的な援護や保護を目的として支給される金品等は直接差し押さえをすることはできません。従来は児童手当など公的な給付金が振り込まれた直後に即座に口座を差し押さえるというような事例もあったようでございますが、近年の裁判の判例によりまして、そちらのほうは違法というような司法判断が示されたこと等で、このような給付金につきましては、振り込まれる口座については、仮に押さえるとした場合には、よほど注意をしながらやっていくということが鉄則ということでございます。

4項目めは超過差し押さえの禁止ということで、滞納金額を超えるような複数の財産を押しさえるようなこと、また、少額滞納に対して明らかに過大な財産の差し押さえというものも一般的には認められるものではございません。また、対象が給与や年金の場合、全額が差し押さえできるわけではございません。最低保障として扶養家族の数等に応じて支給額から一定の金額を控除した残額のみ差し押さえが可能でございます、その控除残がなければその給与に対しての差し押さえはできません。

幾つか留意事項を申し上げさせていただきましたが、禁止財産、超過差し押さえ、無益な差し押さえなど滞納処分の際に超えてはならない基本的なラインということで、議員御指摘の基準の説明とさせていただきます。

徴税吏員がせつなくなした努力が無に帰することのないよう、これらの事項には常に十分気をとめながら徴収業務に当たっていきたくと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

課長、大変ありがとうございました。私も通告をした以上は、この程度の資料は勉強させていただいたところでございます。

私はなぜこういう質問をするかと申し上げますと、財政が豊かになるように質問しているわけですよ。それは御理解をいただきたいと同時に、1点だけ疑問があるのは、個人で8,668,500円という大きな数字が1番目に上がっております。恐らくここは分納誓約されておると思うんですよ。そうしますと、いろいろ法の縛りはあるにしても、分納誓約で逃げているんじゃないかと懸念があります。恐らくこれだけの個人の、2番目の方も約5,000千円ですもんね。こういったことの改善はできないのかというのが私の今度の質問の内容なんですよ。

だから、差し押さえ、分納誓約の基準ということをお願いしたんですが、それは法律上こうなっていますよということは僕は理解していました、この内容は。と申し上げますのが、前町長時代から僕はこの問題は厳しくやってきました。だから、皆さん御案内のように、納税証明書は何でうちの議会がしたかということも御理解いただけるものと僕は思っています。この中身についてはきょうは触れませんが、そういうことも御理解をしていただきたい。傍聴人もいっぱいお見えになっています。傍聴人の方にも理解していただきたいなと思っております。

なぜ僕がここまで厳しく言うかということ、やっぱり町長から厳しい言動を僕はいただいております。後で出ますけれども、僕は財政のことを一回もちゅうちょしたことはない。予算書も一回も見らんやったことはなかですよ。そういうことがあっていますので、やっぱり厳しくやっていただく。しかしながら、限度というのがあるのも理解しています。職員の手ではできないと。だから、県と関連をしながらやっておられるということも理解しています。それが行く行くは財政につながっていく。財政を一番心配しているんですよ。ほかの議員さん、これ出しなつたことあつですか、なかでしょうもん。財政を一番念頭に置いていると僕は思っています。

そういうことで質問をした次第でございますが、この1番、2番の方の改良はできないのか。恐らくこれは分納誓約で逃げてあると思うんですよ。分納誓約を結んだら、これは5年間の問題があるけんそうだろうと思います、役所側から見ると。しかし、これだけの差し押さえをやっておられるとするならば、分納誓約で差し押さえして取らなきゃだめじゃないかと。これは僕個人の意見ですよ。町民の声もそう聞きます。そういったことの改良ができるかできないか検討を、今すぐできないのでしとっていただきたいということをお願いし、この項については終わらせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

次へ進んでよろしいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、質問事項2、ふるさと納税について。要旨1、進捗状況について答弁をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項の2、ふるさと納税についての要旨1、進捗状況について答弁をいたしたいと思います。

ふるさと納税につきましては、業務の外部委託によります効率化や返礼品の拡充、ウェブプロモーション、大都市でのPRイベント、それから年賀状の送付等が功を奏しております、引き続き多くの寄附をいただいているところでございます。特に、昨年12月には一月でおよそ10万件、金額にいたしますと1,820,000千円と大変多くの寄附をいただく一方で、返礼品の調達や配送におくれが出ないかと心配をしておりましたけれども、受託業者や関係者の努力によりまして、現在のところ昨年ほどは寄附者の方をお待たせすることなく運営ができております。

ふるさと納税は、その寄附金が本町の貴重な財源となるとともに、返礼品の調達、配送を通じて産業振興や町のPRにもつながると考えておりますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

詳しく御説明をしていただきました。本当に御苦労なされているなというふうに考えております。これも企画立案ともども町長初め御努力のたまものだと、これははっきりしていることだろうと思っております。その中で、議会に対しての説明というのが不足であろうと思っております。12月だけで1,820,000千円ですごいですね。すごい金額だと思います。

また、その中でお尋ねしたいのは、何の品物が一番人気があるのかなということで資料をいただいておりますが、非常にわかりづらいかわかりやすいかわかりませんが、やっぱり肉関係が一番出ているねというふうに思います。これを7項目にて詳しく説明をいただいております。そうしますと、この金額を足しますと、寄附金額の6割強あるのではなかろうかと思っております。それで間違いなかですかね、室長。どのくらいのパーセントになるでしょうか。総額に対して約40億、42億弱あるんですが、その中の肉についてのパーセント、人気商品だと思うので、わかれば教えていただきたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

御質問は、提出しておりました上位10品目の返礼品のリストを御参照の上での御質問かと思っております。

お尋ねのとおり、牛肉が一番人気の品となっておりますが、牛肉の総額と、それが全体の中でどのくらいのパーセントというのはちょっと今手元に持っておりませんので、後ほど資料を用意して御説明をしたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

後ほど詳細な答弁を吉富議員に差し上げるということではございますが、傾向としてインターネットの世界では、うちの商品の主力6品目というものによってページビューがふえて

いるという傾向はあるやに聞いておりますので、恐らく議員が今主張された内容であろうと思います。コアな商品からページビューが流れてその他の商品にも波及していくと、入り口としてその主要6品目と聞いておりましたけれども、何品目あるか確認させますが、6品目を入りにさまざまな商品にコンバージョン、契約が集まっているというような流れになっているということでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

パーセントにつきましては後で結構でございます。

そこで、問題があるんですよ。非常にネットの社会というようなことでございます。ネットを調べてみますと、ネットにはいろいろな問題が相当載っておるようでございます。上峰町ポータルサイト、黒毛和牛というようなことでも町長が掲載をされております。きちっと出ております。どこを調べる必要もなか。ネットで出てきます、こうして写真入りで。写真入りで載っています。そうしますと、上峰牛というのをかなりの宣伝を町はやっているわけでしょう。かなり宣伝してある。これをどう捉えるかということであろうと思います。

このポータルサイトを見ますと、名前は出さないんですが、何々さんが肥育した牛は上峰町ミートフーズ華松で買えるということで町長、出しておられます。買えないということなんですよ。ないんです。ないそうです。こういったことが浮き彫りにされてきております。そういったことをどう捉えておられるのか、やっぱり私も疑問をしております。ふるさと納税については頑張ってくれよというのは私は常日ごろ町長に言ってきた問題ですから、慎重に取り扱いをしていかないと大きな問題になりますよということを12月の議会でも厳しく僕は言ったはず。2番目の項でまた質問しますが、そういったことがあきあきとなっております。

次の2番目の項でも出てきますが、10桁の問題、僕はなかなか難しく理解がいまだにできない状況にあるんですが、こういった農林水産大臣賞とかいろいろな賞状を比べて出されます。これ全国に出ますから。上峰牛ってそんな優秀なのと、こういったことが予測できます。だから、最初言いましたように、何の品物が一番人気のあるねと、7項目に分けて、20けつまでで7項目出ています。相当な金額です。これはうれしい悲鳴ですもんね。うれしい悲鳴。どんどんやっていただきたい。しかしながら、こういった、ない品物をポータルサイトで出すのはいかがなものかと僕は思っています。これは私が調べたわけでもなんでもない。こういうことが載っているよと町民の方が資料を持ってこられた。そうなっているんですかというふうなことではございましたが、それは一般質問でお尋ねをしましょうというようなことで、きょう質問をしています。

それから、県からのアンケートも町に来ていると思います。アンケート調査にお答えをされております。これは2番目の項で資料を僕はやります。コピーしてでもやればですね。

まず、このポータルサイトについて町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富議員の御質問の、ちょっと私がよく理解できていなかったところがあるかもしれませんが、御指摘の内容は、上峰牛というブランドは今現在ございませんが、佐賀牛の、あるいは佐賀県産和牛の生産者である地元の方々、肥育農家の方々のお肉がそのままふるさと納税の商品として出ていないことに対する理由であろうというふうに思います。

まず、私の勉強不足だった時期の話からしますと、佐賀牛というのは県統一ブランドでありまして、JAと県がつくっているブランドだというふうな認識をしておりますけれども、枝肉にしなければ肉として、佐賀牛として、枝肉にして品評を加えた後に、BMSだとか、そういうさしの状況を調べた上で佐賀牛というブランドができるものだと思っておりました。よって、その佐賀牛という生産者の方々の動画を掲載し、佐賀牛でかなり高い評価を得られている肥育農家の方々のいらっしゃる町だということを誇っている自治体だという形で、私を初め、ふるさと納税を担当している担当の方々は、佐賀牛の生産者である方々に誇りを持っていただける機会になるのではないかとということと、生産に力が入ってますますいいお肉を、佐賀牛、立派な佐賀牛を出していただけるものであろうというふうに考えた上で動画の掲載はした次第でございます。

議員の御指摘は、その動画で上峰町の肉が出ているような錯覚を表記としてキャプションの中で感じてしまうのではないかと御指摘かもしれません。ただ、よく読んでいただきたいと思いますが、私が委託前の状況ではつぶさにネット上も見ておりましたので、記憶ベースで語りますと、佐賀牛の品評会、牛枝肉コンクール等で最優秀賞をとられた肥育農家の方がいらっしゃる上峰町、あるいはそれを誇る上峰町というような表記で掲載していたと思います。そのことで町の肥育農家の方々に誇りを持っていただけるものだというふうな認識でふるさと納税はPRをさせていただいた経緯がございますが、決して上峰牛を、上峰牛というブランドも今現在ございませんけれども、上峰牛をPRするような掲載はされていなかったものだと思います。

よって、今の御指摘の内容であれば、誤解を招くような表現がある動画、あるいはそういうキャプションの表記について訂正すべきということであれば、この一般質問のやりとりをもって直ちに訂正を指示していきたいというふうに思っております。

また、当時その動画を作成するに当たって、私ども行政、委託業者の認識では協力をいただいたものだと思っておりましたので、その点がなかなか説明不足だったということにつきましては、動画撮影の担当者にもきちっと説明をしていくべきであらうというふうに考えているところでございます。

もう一つ、上峰牛の今後の考え方について、さまざま考えていく中で、一昨年からイベント等で、以前、上峰のお肉を産業祭等を出していた経緯を踏まえながら、これはやるべき

じゃないかという御議論がまちづくり実行委員会の中でなされておりますので、ことし1頭分だと聞いておりますけれども、そのような上峰産のお肉を出させていたでいるような状況にあるというふうに理解しております。

今後については、当初予算骨格で1頭分ということになっておりますが、先般の産業課長とのやりとりの中では、増頭していきたいというんでしょうか、そのような考え方も行政として持ち合わせていることをここで御披露いたしまして、答弁とさせていただきます。

○7番（吉富 隆君）

御指摘があれば修正をするというようなことでは僕は納得できないというふうに考えます。と申し上げますのは、事実上、上峰の畜産農家の方々、動画がびしっと出ていますよ。質問方式でも出ていますよ。僕はPRはいいと思うよ、どんどんしていただいて、上峰牛のPRを全国にするのは、これはいいことだと思う。それが、上峰牛は一かけらも返礼品で使われていないというのが問題であって、肥育組合からいろいろなクレームがついたと思うんですよね。

そこで、2番目の項ということじゃございませんが、個体識別番号というのがあるそうです。これはどういうことかということ、子牛の生産者、何カ月間、生まれてからされるかわかりません。雄、雌もきちっと。登録をしてありますので、その農家の名前もきちっと登録をされております。それを上峰で畜産農家の方が市場に行き買って来る。そして、700キロから1トン近くまで育てますよね、そこにもきちっとした、国で定めてあるように、こがんとして登録がされております。この番号が、10桁がついて回ります。枝肉になってもついて回ります。スーパーでパックに入れてあるですね、あれも10桁が載っているそうです。そうしますと、どこで子牛が生まれて、誰が育てて、どうしたということがきちっと出ます。僕は1回だけ経験があります。佐賀に「季楽」で農協がしよる肉屋さんがございますが、そこで奥のほうに、ちょっと金額が高いのは奥のほうにあるんですが、そこで食べよるとき、米倉という名前が出てきたんですよ。よくよく聞けば、これは上峰の米倉さんが育てた牛ですよ、こう言われて、ええ、こんなふうにわかるんだと。食の流通の法律の厳しさというのは、嫌というごとく今度私もわかりました。だからといって100%習得したかと、そうではございません。いろいろな問題がある。こういう問題をすれば、上峰、また佐賀牛が出ているのはすぐわかるそうです。

今後はどうされるかわかりませんが、今までの問題といたしまして、上峰牛、それから佐賀牛というのは、物すごく上峰町はPRしてあるんですよ、全国ネットワークで。だから僕は、肉が上峰町の返礼品として一番出ているのではなかろうかなというふうに思っております。

ぜひともこの問題については、中身については一般質問の中で解決するというのは不可能であります。やっぱり肥育部組合の皆さんと協議をして、今後の対策はもちろんしていた

だきたい。これは恐らく、9月の議会で同僚議員が上峰牛をえよという質問をされています。やっていないんだよね。これだけの上峰町の40億円という金は、もう人気すごいですよ。人気すごいです。そういったことも含めて、どしどしこのふるさと納税はやっていただきたいんだけど、これが大きな問題とならないようにしていただきたい。なる可能性があるんですよ、これ。室長、よかですか。あるんですよ。

今一番問題になっているのが新聞等々でも出ていますが、やっぱり自治体が商売になっているんじゃないかという懸念も出ています。返礼品についても新聞等々ではいろいろ出ています。国の指示も出ています。そうしましたときに、きちっとしたことをうちの町はすべきだと、しておくべきだというふうに考えます。

その辺については、役場の職員だけでは対応ができないから委託と、僕はこれできないと言ってきた。せんほうがいいと。役場の職員一人もいないじゃないですか。臨時職員を役場で雇ってあてがっているだけ。

当初予算を見れば、24,000千円が106,000千円に上がっている。行政でした仕事、またそれを委託すると、これを丸投げ委託と言うんですよ。それは僕は委員会の中でも絶対できないと北村室長さんには言ってきました。そう発言をしたにもかかわらず、何の接触もない、努力がない。残念ですよ、本当に。せつかくいい仕事を上峰町がやっているのに。

私も18年、19年目になります。財政はずっと見てきました。厳しい時期もありましたよ、本当に。北村室長、どうですか、何か私に言ったですか。僕が言ったでしょう、委員会の中で、できないよと、はっきり。どがんですか、お考えをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

室長が答える前にちょっと申し上げますけれども、ウェブプロモーションは議員も委託を進めながらやるべきだという考え方を以前示されていましたが私は記憶をしておりますし、議事録にもそのように載っていると思います。

また、職員が業務過負担になることは昨年は非常に問題にされました。確かに、労働基準を上回るような過重労働で深夜にまで及ぶ超過勤務、これはまさにブラック企業そのものじゃないかという御指摘までいただいた議員さんもいらっしゃいました。そういった労働環境を是正しながら、かつ寄附金、あるいはウェブプロモーションとかに力を入れていくには、やはり専門能力の高いところに効率的にお任せすることで省力化できるというふうに考えた上での結論については議員も御了解いただいていたものだというふうに認識をしております。そうした中で、今のあり方があり、現在の寄附についてのさまざまな仕組み、取り組みが功を奏しているものだというふうに思いますが、また、委託をしているから職員が全く管理していないということではございませんで、要所要所で起案を委託業者から上げていただきながら確認と決裁をしているような状況であるということもあわせてお伝えを申し上げておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長さんのほうから過重労働の件が出ました。確かに、前室長は土日関係なく11時、12時まで頑張ってきました。これ解消しようと思えばできるんですよ。できます。だから、委員会の中でも36協定結んでいるのという発言を僕はしました。時差出勤すればそれは過重労働になりませんので、やろうと思えば。ふるさと納税の基礎というのは、前室長のときから土台ができたと思っています。私はそうしか考えていない。苦勞に苦勞をして土台ができた。それを解消するために委託と。わからんわけではない。でも、40億円の当初予算が上がっておる金額ですよ。上峰町の1年間の予算ですよ、普通は。それを委託していいかと。これは疑問ですよ、僕は。人それぞれ考え方は違うと思う。だから、僕が理解したのは、行政で70,000千円ぐらいの仕事をしていたんですよ。いろいろと黒板に書いて説明をしていただきました。それに24,000千円をプラスしますと106,000千円になりますよということ、僕はその流れは理解している。理解をしました。ただ、40億円も当初予算を組んでいるふるさと納税に対して丸投げの委託はできない、いかがなものかと僕は思っています。全然タッチしておらんというようなことでございますけれども、タッチしなきゃ前に進まないのです。それとやっぱり行政の考え方、取り組み方というのは、丸投げをしたときに意思統一ができるかということは僕はなかなか難しいと思う。難しい。これは商売の難しさなんですよ。そういったことも含めて、僕はこれはできないよというふうなことで室長さんには言っただけです。ちょうど町長は席を外しておったですよ、本当に。

だから、創生室は委員会が終わった後でも疑問があったので、もう一回呼んでくれと委員長にお願いして、僕はその質問をしました。ほかの議員さんは一人もしなかったですね、僕一人でした。何だ、僕一人が反対しているように見えたかもわかりません。物すごく問題ですよ、これ。40億円に対してですから。当初予算上がっていますから。そうでしょう。もっと慎重にやらなきゃ。議会と調整をしてくれよと、12月議会から僕はしつこく言ってきた。1回でもないじゃないですか。そうでしょう。

だから、そこら辺の考え方、行政の置かれておる立場、議会の置かれておる立場、全然違うんだから。そうでしょう。でも世の中は行政主導型なんですよ。それを理解しているんだろうか。各課長さんたちも、どうだろうね、町長に対して意見言いきらんでおっとやなか。言わなきゃ。町長一人の考え方じゃできないんだよ、これ。それか町長がワンマンでこうしなさいとやっているのか、どっちかでしょう。そういうことも、これは憶測であるけれども、40億円の金という大きな金額をどう行政が捉えているのか、議員の皆さんがどう捉えているのかと、一番問題じゃなかですか。一つも失敗したらできんとですよ。食べ物ですから、返礼品は。

だから、去年の6月から返礼品のチェックはどうしているの、どうしているのと、きょう

で4回目ですよ。4回目言わせんようにしてくださいよ、お願いしますよ。まず室長、お考えを。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

御指摘のとおり、ふるさと納税につきましては40億円を超える寄附金の額となっておりますので、そういった規模が大きくなっておりますので、この業務については慎重を期していくということの必要性は認識をしております。

それから、何でもかんでも丸投げに委託をしているんじゃないかという御指摘がございましたけれども、まず、委託か直営かという問題のところについてちょっと御説明をしたいと思いますが、一般論でありますけれども、昨今、公共サービスというのは需要が多様化、高度化しております、あらゆる公共サービスを行政のみで提供することは難しいという状況になっております。こうしたことから、一般的に行政事務の住民団体であるとかNPOであるとか企業等への委託は推進されているというような認識をしております。

ただ、議員御指摘のとおり、どういう案件、何でもかんでも委託をすればよいとは思っておりません。委託の可否は、基本的に業務の性格によるべきというふうに思っております。具体的には、政策的な判断が必要なものでありますとか、住民の権利、義務にかかわるような案件、こうしたものについては委託はなじまないというふうに思っております。しかしながら一方では、業務の内容がある程度行政のほうで仕様書という形で固まっており、提携的な業務となっているものであるとか、あるいは先ほどの牛肉の件もそうですが、民間等のノウハウが必要なものにつきましては委託のほう望ましいというふうに思っております。

また今回の、特に返礼品については、通常民間で行われている商取引と類似の範疇に属するというふうに思っておりまして、ですから、こうした業務はそういった意味でも委託のほうなじみやすく、委託によって業務の効率化であるとか効果発現というものが期待できるというふうに思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

私も同じように思っているところがございます。むしろ議員もそのように思っていたものというふうに理解をしておりました。何らか事情があつて、最近では委託については反対をされているような先ほどの御意見でございましたが、以前、委託の上に委託を重ねるような提案についても議員と、また、ふるさと納税実務を行っている業者ともちゃんと実情をお話しする機会を3人で持ちましたし、その上でウェブプロモーションについてもやはり委託を進めていくような御指導をいただいたことは大変ありがたく感じておりましたし、もっとこのふるさと納税を活用してしっかり地域をPRしなさいというようなお声をこれまでかねがねいただいていたものですから、私としましては、吉富議員だけでなく、議会全体の御意見の中で、このふるさと納税を進めてきたつもりでございます。

また、業者の取り扱いから初め、商品のアップにつきましても、委託後に何でもかんでも私が管理運営しているような印象を持たれているかもしれませんが、現在委託業者に全てお任せをし、私も企業版ふるさと納税での地域再生計画の整備のほうが今、目下一番重要だという視点でやっておりまして、議員が御懸念の独裁じゃないかというような表現もさつきありましたけれども、私からすれば、こんなチャーミングな独裁者がいるかと私は言いたいんですけど、しっかり民間業者にお任せしながらやっていて、皆さんと和気あいあい、なるべく町のために税収がふえ、住民サービスが拡充することに一生懸命頑張ろうねという視点でいるわけでございます。ぜひとも今の実情、実相を見ていただいて、その上で建設的な御指導、御指摘を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

○7番（吉富 隆君）

私もこのふるさと納税については推進派なんです。やりなさいと言ってきた。それはもう確かに、町長に直接何回も言ったもんね、どんどんやってくださいよと。しかしながら、この40億円の当初予算が出た時点で、ほとんどが委託、これはままならんと言っているわけですから。だってそうでしょう。その上に行政が携わらないと、丸投げしても動かないんです。この案件は。そうですもんね。そうですよ。何でん任せたけんてそこでできるかという、できない。やはり町の方針というのは委託業者に通じることがなければできない。

と同時に、このふるさと納税について、一部委託ということは僕は理解してきました。余りにも役場の職員さんに負担がかかり過ぎるので理解してきました。しかし、36協定は結んでいないんだよね、この町。さかのぼって基準局にやられたら絶対これ来ますよ。そういったことを避けるために一部委託はいいだろうという判断をしたから町長にいいだろうと僕は言ってきました。ところが、余りにもひど過ぎるんですよ。40億円という大きな金が当初予算で出てきた。その一部ならいいよ。でも、それをやろうと思えばできる。時差出勤すれば完全にできる。そうすると、個人情報等々の問題を心配するんですよ、委託したときに。だから、そういったこともないようにならぬように今後これは進めていただきたいというふうに思っております。

時間の都合があるので先に進みたいと思いますので、室長、特にお願いしておきますよ。町長はワンマンでやっていないと言うんだから、あなた責任来ますからね、言うておきます。そういうことで先に進んでいただきたい。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、先へ進みます。

要旨2、4月から12月までの寄附金については答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2、4月から12月までの寄附金ということのお尋ねでございます。

寄附金の状況につきましては、今年度の4月から12月までの実績につきましてでございますけれども、12月末までの実績で、件数といたしましては24万6,700件、金額では4,185,865千円となっております。またさらに、直近までの実績といたしましては、1月末までの実績で件数といたしまして25万4,902件、金額では4,294,986千円となっております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

この進捗については、資料をいただいておりますので理解をいたしました。人気の10番までに7項目が肉であります。こう理解しておりますので、先に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、先へ進みます。

要旨3、返礼品について、答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の3、返礼品について（テレビ放映の対策は）ということで、先ほどのやりとりの中で一部触れましたので重複するかもしれませんが、ふるさと納税の返礼品の佐賀牛に上峰町産が含まれていないというような報道があったということでございます。

先ほど町長も答弁されましたように、町内産ということを示して返礼品をお送りしているわけではございません。ただ、町内に佐賀牛の非常に優秀な肥育農家さんがいらっしゃるということをもって佐賀牛のPRをして、それがブランド価値の向上であるとか、それに伴う相場の上昇によりまして、最終的には町内の生産者にも恩恵があるというようなことで取り組んでまいっている次第でございます。

ただ、今般、生産者や肥育牛部会のほうから町内産の佐賀牛を指定して調達してほしいとの要望がございました。ですので、現在、町内産を指定して調達ができないかということで、ふるさと納税の業務受託業者、JA、流通販売業者等の関係者と協議を重ねているところでございます。具体的には、これまでの協議におきまして、町内の生産者からJAの指定する食肉センターへ出荷をいただければ卸業者等への働きかけなどによりまして町内産の調達が可能との返答をいただいております。現在、実現に向けて肥育牛部会やJAにおきまして調整をいただいているところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

今、室長答弁ありましたように、生産者とミートセンターと小売業者との関係性を構築するマッチングの機会をつくることできると思っておりますが、例えば、価格の面とか数量の面について行政が介入することが公正取引上いろいろ御指摘を受けておりますので、私も顧問の弁護士さん初め、有識の方にお聞きしましたところ、公正取引をゆがめるような形の価格の設定等にまで行政が介入することはいかなるものかというような話も聞いておりますので、

まずはマッチングする機会をつくりながら、その流通で上峰のお肉が佐賀牛として小売業者を通じてECサイトで売れるかどうか、これについて検証していただきたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

るる行政のほうから御説明をされているようですが、今後の先のことを質問しているわけじゃないですよ。今までのことを質問しているんですよ。何でこのテレビ放映がなされたかということですよ。そうでしょう。上峰牛も佐賀牛もこれだけPRをされているんじゃないですか。そうでしょう。そうじゃないかね。上峰牛、あれ誰、若い人が、下坊所の方、八谷さんかな。あの人は頭いいなと僕は一瞬思ったんですよ、あの発言を聞くと。やっぱり動物にも愛情という言葉が出ていましたよね。あのもんは誰がつくったと思う。それに伴って、テレビ放映がされた後にコメントが、誰が出したか知りませんが、町から出ているはず。上峰牛にはこだわらないと。そういうPRをしていなければこだわる必要ないんだよね。

何であの人たちがいろいろと問題を起こしたか。問題じゃないですよ、当たり前のことなんですけどね。それがテレビ放映に出てきた。ふるさと納税についても県からのアンケートが来ているはず。これネットで出ますから誰にも聞く必要ないんですよ。上峰町で生産している、上峰町に工場があるなど、町にゆかりのあるものを選定とアンケートにお答えを町はしておられます。これに反する部分が幾つもあるんですよ。

だから、僕が言うのは、ふるさと納税どんどんやってくださいと。しかしながら、言葉は悪いけど、寄附者をだますようなことはやっちゃいかんですよと、こう言いたい。だってそうでしょう。佐賀牛出していないと放映されたんだから。これは流通の厳しさなんですね。だから、そこら辺を今後についてはどうお考えなのかというのが僕の質問の趣旨なんですよ。ぜひともこのまま40億円は50億円に伸ばしていただきたい。

しかしながら、こういったアンケートを出すとするならば、返礼品の品物と、上峰に限っているんですよ。どんどん品物を開発してやっていけばなるだろうし、それを議会はできんと言っているわけじゃございませんのでね。僕はそういう思いですよ。県もこうして出ています。上峰牛にはこだわらないと。じゃ、PRしなきゃいいじゃないですか。だったら肥育部の方は頭にくるよ、誰でも。そういう状況下にあるのが肥育部組合の人たちなんです。たまたま私のお膝元なんですよ。僕にはやっぱり苦情がいっぱい来ますよ、議会は何しよっかいと、やってくれよと。それは来ますよ、当然。だから僕は質問しているんですよ。

今後の問題については、時間がないので6月にさせていただきたいと考えております。ぜひともこの問題については粗相のないように、やっぱり課長さんも意見は町長に言う、室長にも言う、そのくらいのコミュニケーションをとっていただいて、今後このふるさと納税をよりよいものにしていただきたいと強く要望して、この項は終わります。答弁は要りません。次に行ってください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨4、返礼品の1から10位までの答弁を求めます。（「議長、これは資料求めですから、いただいておりますので、次の3番目のほうにお願いします」と呼ぶ者あり）もうこの項はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問事項3番、町長の言動について。要旨、町長の言動についてどのように考えているかについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

冒頭、総括の御質疑の中で吉富議員さんから財政について、さきの議会で私の答弁が議会軽視に当たるのではないかという趣旨の内容であろうというふうに思いますので、その点について申し上げたいと思います。

21年度まで財政状況が続いたことを御理解いただいているんじゃないかというような発言をさせていただいたと思いますけれども、21年度まで大変厳しい状況でございました。平成19年度から始まりました早期健全化判断比率の増嵩が見られました。19年度から20年度、そして、21年度についてピークを迎えまして下がった初めての年、21年度が22.8%、20年度が23.7%であったと記憶しています。そのような意味で、19年から20年まで随分実質公債費比率が上触れしていたのでそのような表現をさせていただいたところでございます。

これは私独自の判断ではございませんで、実は23.7%に実質公債費比率となりました平成20年度以降、この上峰町という自治体には財務省が別の指標でチェック、調査をされておられます。これは滅多に来るものではございませんが、特に財政状況の悪化が見られる地方自治体、地方公共団体について、上峰町財務状況把握という形で結果を示していただいています。そこを見ますと、21年度までの間は特に建設債の割合が高い理由として、そのまま読み上げますけれども、「建設債の残高が多い背景としては、平成12年度から平成17年度の間には大規模な公園整備事業、総事業費1,403,000千円、起債額597,000千円、公営住宅建設事業、起債額480,000千円及び地方道路整備事業等の大型投資を行ったことによるものと考えられる」と。つまりは、地方交付税が縮減される中に、ここに上げておられるのは全部インフラ整備というふうに考えられると思いますけれども、インフラを積極的にやったということが原因だということ財務省のほうからペーパーでいただいております。また、26年度もこのペーパーはいただいているところでございます。よって、このような理由から21年度までの財政について理解をいただけないという表現をさせていただいたところでございます。

また、予算書を見ているか見ていないかという議論は、例え話でありまして、予算書は見られているものと思いますが、財政状況について十分な御理解が深まっていないなというような気持ちをこのとき大分興奮して申し上げた記憶がございます。きょうは冷静にしゃべら

せていただきたいと思います。財政状況が悪化した理由は先ほど申し上げた理由でございますし、今回、給食費無償化の文脈で吉富議員さんのほうからふるさと納税が下支えしていると、ふるさと納税が財源のような表現をいつもされますので、ふるさと納税は財源に充てていないと、財務活動のキャッシュの部分で110,000千円、借金の償還ピークから110,000千円押し下げたことの中から40,000千円、今回、子供に振り替えさせていただきたいという表現しか行ってまいりませんでした。借金のストック、あるいは積立金のストックの部分に触れない形で恒常的に予算が捻出できる環境にあるんだと、これはふるさと納税と別の議論でありまして、上峰町が財政健全化を進めてきた120億円元利から90億円まで30億円縮減することができた中で生まれてくる財源だということを申し上げたかったわけではありますが、それについて、恐らく議員はしっかりわかっておられるんだろうけれども、理解をしていただけないものですから、興奮した状態でこのような表現をさせていただいたところでございます。

もっとわかりやすく言えば、上峰町の財政を家計に例えますと、例えば3,500千円の家計に例えますと、12,000千円の借金があった家計だと例えられると思います。それが9,000千円まで借金を押し下げることができた。21年度は90千円しかなかった貯金が2,100千円までふやすことができた。借金が12,000千円から9,000千円まで下がったことで3,000千円圧縮できましたので、年間の借金払いに充てるお金が550千円から440千円まで押し下げることができた。すなわち、そこに110千円余剰財源ができたということでございます。

ちょっとわかりやすく説明させてください、ぜひこういう機会ですので。110千円余剰財源ができたということでございます。その中から40千円子供たちの給食費に充てさせていただきたいという表現でずっとお伝えしているものですから、ふるさと納税が下支えしているのは間違いないとか、ふるさと納税が下支えしているんだというような表現でこの無償化の議論に加味されますと、伝わり方として誤解を生む伝わり方になるんじゃないかなと思うがゆえに興奮した状態でお伝えしたところでございました。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

詳しく町長さんが御説明いただきましたけれども、私の質問と軸がずれているんじゃないかと僕は思っています。例えばの話で、本議会でこういう言動をされた。相手はどがんとするんですか。相手の気持ちを全然町長はわかっていない。僕に対して、財政について御理解が全くされていないと。この町が21年まで財政困難であったと。町長よりか前から僕はいますので、この財政問題は前町長ともかなりの議論をしてまいりましたよ、本当に。そうでないと、この一般質問の1項目の滞納問題は出しませんよ、僕は。財政が心配だから出している。どうですか、相手はどうとするんですか。昼間仕事をしているときは何も思い浮かばない。家に帰って床に入ると町長の顔が出るんですよ、この問題で。そんな深刻ですよ、本当に。責

任感のない人はそうならんかもわからん。僕はそれだけの根性を持つとっと思ったけど、これだけはショックでした。財政問題を取り組んできました。人一倍きました。例えばの話で、これは通る問題じゃ町長ないですよ。相手がどがな心境ですか。

じゃ、もう一つつけ加えましょうか。僕は通告は議員、職員とやっています。職員をつかまえて、中学生の能力しかないと言われたら職員はどがんなつですか。どがんなつですか、職員さんは。心境は、言ったほうはどうかわかりませんが、相手がどうとるか。それは町長、町長ですから、そがな言動は許されんとですよ。そうでしょう。僕に対してもそう、職員に対してもそう、それはでけんでしょう。ほかの議員さんはどう思っているか知りません。私はできないと思います。

職員さんについては、町長、僕に頼まれたんじゃないですか。僕、解決しましたよ。告発するて聞きませんでした。退職届も出していました。副町長は八谷さんだと記憶しております。何とか、いろいろ問題なくて、頑張って定年までおってくれんかいと。最初は聞きませんでしたよ。最後には奥さんと2人で私のうちに出てこられまして、私が条件つけました、これで頑張ってくれと。というのは、町長に今後はそういうことは言わせないと、何かあればすぐ言ってくださいと。町長が頼まれたのは町長室でした。報告は応接室でした。ありがとうございましたと町長は言われた。そのときに、異動しませんと僕にはっきり言われました。異動やっているんですよ。病院に通っているのだからできないんですよ。でも我慢している、定年間際だから。こういう言動について、町長、今後こういうことがあってはできないんですよ、職員に対しても議会に対しても、本議会ですから。それを僕はどうのこうのて言うけど、ほかの議員さんも言わなきゃそなんですよ、議会の立場からいうと、言動は。だから、政治家は一寸先は闇ですよというのがある。

また、行政主導型なんで町長と議会の言動とまた若干違うのであろうと僕は思うんですが、このことを町長はどう思っているんだろうか。議事録がありますのでコピーをしておりますが、いろいろあっていますよ、町長。いいですか。私が質問中に反問ありました。質問妨害を町長はされています。その次に、今さっき言う財政について御理解が全くされていないという流れなんですよ。いいですか。町長、癖かどうかわかりません。ここで質問しよつとき、議長、議長とやるんですよ。質問している人は一瞬とまります。一瞬とまるんですよ。それを質問妨害と僕はとっています。やっちゃいかん。ルールですから、議長中心ですから、町長中心じゃないよ、本議会は。そういうことを町長は御理解していないと僕は思っています。

僕はですね、まだいろいろあるんですよ。時間の都合上、申しませんが、今後町長の考え方が変わらないとするならば、私も考えを変えます。もうはっきり申し上げておきます。僕は一人でできますから。そういうことを今後どのようにお考えをしておられるのか、僕はお尋ねしているんですから。前の財政がどうやった、何%やった、何やったと質問していないんだから。質問に正確にお答えをしていただきたい。町長のお考えをいま一度お尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

まず、私の言動についてでございますけれども、先ほどのお話の中で、議会の進行の中で私が反問をしたというお話がありましたが、あれはあくまでも議長からの御許可をいただいて反問を、反問といいますか、質問をさせていただいたものであるというふうに理解をいただきたいと思います。費用弁償は議会提案であるという流れの中から、私自身が議長に質問をよろしいですかというような発言をさせていただいた後にさまざま質問を繰り返させていただきました。それについては議員の皆様方も御理解をいただいたものと思います。控室で議長の御許可があったことが前提になっているということでもございましたので、私自身は本来そういう質問ができないものだというふうに思っておりましたけれども、許可をいただければできるんだなというように感じましたので、その瞬間に答弁をさせていただいたところでございます。

また、私の言動が行政についての理解が深まっていないことで問題をかけていた時期がございました。21年から23年ぐらいまでは若干、各課が所掌されている業務の内容について理解が不足し、行政運営が混乱を見た時期もございました。その上で、行政についてある程度の理解が進み、各課が所掌されているものについてしっかり対応をされていることに敬意を抱いたわけであります。そして、24年から昨今に至るまで所掌の事務については少ない人数の中で懸命に頑張っておられる姿を拝見しておりましたし、その事業の中で不備があった場合についても、私としてはその当時は、それはしっかりパーフェクトにやっていたかなければならない問題だというふうに思っていましたので、特に住民サービスにかかわる事業であったり、住民負担を高めるような事業であったり、交渉の中で揺れ動いて私の立場で、町の立場で最大町民負担を極小化しなきゃいけないという交渉も首長会ではございます。

そういった中であって、準備がしっかりできていないということについては、なるべくやっていただきたいという趣旨で、あくまでも住民のためにしっかり仕事をしていくべきだという趣旨で、いろんな発言が迷惑をかけていることはあると思います。そのことを契機に私自身も、働いている職員さんは人間であり、パーフェクトにできることばかりではございませんし、私自身も抜けているところもありますし、忘れっぽいところもあります。そういう自分自身が求めるものが、自分自身できていないことさえ求めている自分に気づいたことで、私自身、人の悪を言わず自分の善を語らないということだけでなく、職員の皆様がかかっている労務環境を考えた上で、職員数の定員管理計画を大きく変える必要があるということで、現在、民間と職務採用者のみならず、2回に分けて職員採用を行いながら採用をふやしているところでございます。こういう環境をつくっていくことで、充足ができる環境ができることで、職員さんも仕事の分担ができ、それぞれ自分の所掌する範囲においてはしっかりと仕事ができる環境をつくれるんじゃないかと、今まで広範に広がり過ぎていたのは類似団体比率、上峰町の職員が一番少ないというような状況にあったからです。これは私の言

葉からすれば、皆さんとは違うかもしれませんが、財政の問題が第一義的な問題であったというふうに思います。

人件費を削減するというようなことは本当は禁じ手であろうと思いますが、その中でも職員がよく頑張ってくれたということを肝に銘じ、これからの町政運営につきましては、働く人を中心とした福祉社会、福祉の職場づくり、労働を中心とした福祉の環境づくり、職員の労務環境に気を配って目を配る、そういう町政運営が求められていくものと思っております。

○7番（吉富 隆君）

質問に応じて簡潔にお答えをしてくださいという願いは冒頭しておりますが、全然ないですよね。議長の許可を得れば反問はできる。できないですよ、これは。はっきり申し上げておきます。

私は、反問というのは、私が質問したことに対して質問することができないということが反問なんです。うちの議会では認めておりません。議長を責めますよ、そんなこと言ったら。そういうことじゃ町長ございませんということ。

それと、やっぱり町長の言動というのはもっと慎んでもらわなきゃ。私でもですね、私は気の強かと思ったら、何ば言いよっきゃという気持ちもありました。やっぱり僕もプライドがあるんですよ、18年という議員の実績から見て。財政を全く理解しとらんで言われて腹立たない議員がおるだろうか。僕は、ずっとこの財政は前町長時代から議論してきました。厳しい意見を言ってきましたよ。町がどうあるべきかというのは、やはり議会も行政も同じ考え方でなければならぬと基本的に僕は思っていますし、だから好かんことも言う。吉富がおらんぎ議会はスムーズに行くもんねという議員さんもおんさつですよ、はっきり言って。情けないですよ。

僕は、ついでだから申し上げておきますが、議会の中に冒頭5件の事件があります。これ1つずつ解決します。できれば今回、議員辞職勧告でも出したいと考えております。書類はできております。できるんですよ、1人で。60分の1があるから、1人でできますから。なるべくならごたごたせんほうがいいというのが僕の趣旨です。僕が種をまきよるわけでもなんでもございません。議員は町長に対して発言しますよ、議員の立場ですから。

もう終わるんですけども、やっぱりそこら辺を今後町長やっていただかないと、僕も町長期待しとったですよ、本当に、29歳で当選されて。いろいろ議会でも話をしていました。町長は大学どこ出とつかいと聞いたら、上智大学の経済学部という話がありました。おお、うちの町長にはもったいない学校を出ているねと。その分だけ期待していましたよ、本当に。期待を裏切らないように頑張ってくださいなと思います。と同時に、僕は言動は許しません、町長。これだけは言うておきます。言うた、言うたらんじゃ通りませんよ。まだほかにもいろいろありますから。こういうことを切に町長に、言動については慎重にやって

いただきたい。特に職員さんです。今、町民の皆さんだって、職員は挨拶せんもんね、暗かもんねと。やる気ないじゃないですか。なぜですか。優秀な職員ばかりおって。そういう問題も今起きていますよ。だから、僕はこう厳しく言っています。

そういうことでございますので、町長、ぜひとも町長の言動についてはきちっとやっていただきたいということで、私の質問は時間が来ましたので終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

7番吉富隆君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井正です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、大きく3つ質問させていただきます。

まず最初に、地域再生計画についてでございますが、一昨年10月に策定されました上峰町総合戦略の中に盛り込まれておりますいろいろな施策からピックアップをされ、この地域再生計画を策定し、国のほうへ申請をということでございましたが、この地域再生計画の進捗について、お伺いをいたします。

2点目に、鎮西山を活用した県内初となりますトレイルラン大会についてでございますが、今回、国の加速化交付金事業を活用して、3月26日日曜日に開催予定ということでございますが、日も迫っております、この大会準備の進捗状況ということでお伺いをいたします。

2つ目に、鳥獣被害対策についてでございますが、最近、各地でイノシシの生息数もふえているようで、本町の山間部におきましても被害が絶えないようでございます。また、先月の16日の日中には、古墳公園に隣接します薬局の入り口のガラス戸にイノシシが突進するといった事件も起こっており、人に被害が及ぶ危険性もあり、何らかの措置が必要かと思えます。そういったことも含めまして、鳥獣害対策の状況ということで、お尋ねいたします。

最後に、昨年末の新聞等にも掲載されておりました、29年10月から上峰町デマンド型交通

の導入予定とございましたが、このデマンド型交通の概要について、お伺いをいたします。

以上、3項目について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、向井正議員の質問事項1、地方創生について、要旨1、地域再生計画の進捗はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは質問事項の1、地方創生についての要旨の1、地域再生計画の進捗はのお尋ねに対して答弁をいたしたいと思います。

地域再生計画につきましては、各自治体が総合戦略に掲げた事項について具体的な取り組みの内容を実施計画としてまとめ、国の認定を得ることで国が用意する交付金等の各種支援メニューを活用できるものとなっております。

本町におきましては、先ほど議員御指摘のとおり、これまで主に道の駅等の拠点整備について、地域再生計画をまとめ、国に認定申請を行う旨、説明をしてきております。この道の駅等の拠点整備につきましては、現在、関係者と前提となる事項について協議を行っており、それが調った時点で、来年度をめどに道の駅整備の基本構想や基本計画の策定を行いたいと考えております。そうした中で、財源についても検討を行うこととしておりまして、来年度以降の計画の具体化等、財源の検討の中で、この地域再生計画につきましても、国等に相談をしながら、申請の可否や可否を判断していきたいと考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、説明いただきました。この地域再生計画というのが、昨年の28年度の第1回定例会のころからよく耳にするようになったわけですが、この地域再生計画というのが、今、説明いただきましたけど、地方版総合戦略で策定されております、4つございますけど、先進農業を支える拠点づくりであったり、生産物の拠点づくり、教育の拠点づくり、それから時代に合った拠点づくりといった今後の町の将来を見据えた地域創生計画というものを具体的に地域活性化事業として、この地域再生計画に盛り込まれるということだったと思うんですけど、先ほど室長からのお話ですと、道の駅整備というのがこの主体的な事業ということになるというふうに聞いたわけですが、私がちょっと感じていたのは、いろんな地域活性化事業が計画されており、それを地域再生計画にある程度大まかなものを盛り込まれて国のほうへ申請されるということだったと理解しておったわけですが、やはり上峰町にとりまして大変重要な大きなプロジェクトになるかと思うわけですが、この国への申請というのは、いつごろを計画されておられるのかというのをまず1点と、それから、この地域再生計画の申請というのには、企業の協力、支援がもちろん必要ということかと思うんですが、事前に少なくとも1社からの寄附の見込みが立った場合に、この申請が

できるといった条件もあるようでございますが、そういった企業のめど等についてはおられるのか、その辺をお尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど向井議員からお尋ねございました2点につきまして、まず1点目のこの地域再生計画の国への申請時期の見込みはどうかということでございます。

先ほどの答弁でも触れましたが、総合戦略に記しております事項について、国の交付金を活用するというを前提で、この地域再生計画を作成して、国に認定申請を行うものでございます。ですから、これはもちろん計画の具体化というものもございますが、もう一つは、財源の確保という視点がございます。道の駅に関しては、来年度、基本構想、それから計画の策定を考えておりますので、当然その中で具体的な内容を詰めていきますし、また、じゃ、その整備の財源資金はどうするかという中で、財源的なものの検討を行いますので、基本的には来年度の基本構想の策定の中で財源を確保する一つの方策として、この地域再生計画というものを検討し、必要があれば認定申請を行うという流れになるかと思っております。

それから、そうした地域再生計画に基づくさまざまな国の交付金のメニューございますが、その一つとして、例示的に企業版ふるさと納税という制度を使えないかということで検討をしまっている次第でございますが、寄附の見込みについては、そうした財源の確保の一つの方策として、企業版ふるさと納税を活用するというのが、もし決まれば直ちに寄附をいただけるような企業と折衝等したいと思っておりますが、それは来年度以降になってくるかなというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

この地域再生計画というのは、昨年からお話出ておまして、町長も早ければことしの1月に地域再生計画の申請をとのお話もされていたので、私はもう大分煮詰まったような状態にいるのかなという気がしていたんですけど、今、室長の話ですと、来年申請の予定というような感じでとれたんですけども、その辺はどうなんでしょうか、もう一回お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

確かに昨年の答弁の中では、もう少し早い時期をお示しして、地域再生計画であるとか、あるいは企業版ふるさと納税の活用というものを示しておったと思います。

ただ、道の駅の整備の財源としましては、もちろんそういう企業版ふるさと納税による企業からの寄附というものもございますが、ほかにもさまざまな各省庁の補助金であるとか、あるいはほかの地方創生の交付金のメニューもございますので、その中でどういうメニューが一番ふさわしいのかということになるかと思っております。

そうした中で、道の駅のほうの検討を進めていく中で、実際にその中身によって、最適な

財源というものが決まってくるというふうに思っておりますので、その中身が具体化というのが、まず最初のステップであると思っておりますので、そうしたふうに中身が決まってくれば、おのずと最適な財源というものが決まってくると思っておりますので、企業版ふるさと納税ありきだとは思っておりませんが、そうした財源の選定等については、来年度以降になろうかというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

今ちょっと余り説明がよくわからなかったような部分ございますけれども、まず、道の駅というのが主体で今後取り上げられていくということですので、わかりました。広報等の表紙に載っておりますけど、道の駅も含んでいたと思うんですけど、ミニサッカー場とか、ああいうのが連なったようで、総合的な取り組みがやられるのかと思っておりますので、まず、じゃ、道の駅だけに関してということで今後考えていかれるということなんでしょうか、お尋ねします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

道の駅だけで考えていくかという御質問であったかと思えます。ほかの自治体の例を見ますと、道の駅にさまざまな公的な施設をあわせて整備している例もございますので、そういったところまで含めて検討していきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、道の駅の整備の形態の話になりますが、仮に候補地が決まって、そこで建屋を建設してやるわけでございますけれども、発注方式も町が直接発注を行う形態もありますし、それが従来の方でございますが、それとともに近年ではPPPであるとかPFI、そうした公民連携とか、民間の資金とかノウハウを活用するという形態もございますので、町が実施する事業については、企業版ふるさと納税が適用できる可能性はございますけれども、PPPとかPFIになれば、またちょっと財源のほうも別の角度から考えていく必要がございますので、そういった意味で、来年度、基本構想の策定の中で、そういった整備の手法を考える中で、あわせて財源、それから財源の確保の方策として、この企業版ふるさと納税が最もふさわしいということであれば、そうした内容で地域再生計画の認定申請を行うようになろうかとは思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

来年度、基本構想で地域再生計画のほうを申請されるということだと思っておりますけど、この地域再生計画というのはやっぱり企業版ふるさと納税というのが受けられる一つの要件かと思うわけでございますが、もし、この地域再生計画の申請が国に認定されなかった場合ですけど、そういった場合は、ほかの方策とか、そういうもので地方創生事業を進めていかれるのか、その辺をお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

企業版ふるさと納税を活用する前提といたしましては、まず、町が実施する事業であるということ、それから、民間企業からその事業の趣旨に賛同いただいて寄附金をいただくというような前提条件がございます。ですから、そういう前提条件が整えば活用はできるわけですが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、整備の手法によっては公民連携であるとかPFIであるとか、そういったことも可能性としてはございますので、そうした場合にはまた別の方策を考えていく必要がございます。

この別の方策というのは、企業版ふるさと納税以外の地方創生のさまざまな交付金がございますので、そういったものがございますとか、あるいはPFIの場合は民間資金の活用ということになりますので、いわゆる民間資金ですね、そういったものが財源として上がってまいりますので、そういったふうに検討が進むものと思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。いずれにいたしましても、この地域再生計画というのには、今後の上峰町の重要な地域活性化事業、大きなプロジェクトには盛り込まれると思っておりますので、実施計画につながる取り組みをお願いして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2（鎮西山）トレイルラン計画の進捗はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2（鎮西山）トレイルラン計画の進捗はの御質問に対して答弁をいたしたいと思います。

先ほど議員がおっしゃったように、県内で最初のトレイルランニング大会を目指して、これまで準備を進めておりますが、残念ながら、昨年12月に多久市で行われましたので、県内で2回目というふうになるかと思っております。ですが、我々が連携をさせていただいております九州トレイルランニング協会の事例で言いますと、県内で1番目ということで今、準備を進めております。

それで、開催時期は3月26日日曜日に決定をいたしております。

このことにつきましては、町の広報紙の2月号で御案内をしておりますほか、現在、インターネット上に参加者募集のサイトを設け、町ホームページへのリンクを張っております、また、九州トレイルランニング協会のネットワーク等でも案内を行っている状況でございます。

主催は上峰町で、企画運営が魅力発信拠点づくり事業を受託しております凸版印刷及び九州トレイルランニング協会となっております。また、そのほか協力団体といたしまして、ト

レイルランニングの進行に携わる複数のスポーツショップなどが参加をしております。

コースは、鎮西山を中心として、およそ7キロメートルの設定といたしております、高校生以上の参加者75名を募集しております。

トレイルランニングは、数十キロを走破する本格的なコースもございますが、今回は初心者も参加しやすい短目のコース設定となっております、参加賞やふるまい鍋なども用意するなど、町内外の方が鎮西山に親しんでいただくきっかけづくりになればと考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

室長より進捗状況ということで御説明をいただきました。大会名が、上峰町つばきの森トレイル、開催日が3月26日の日曜日実施予定ということで、そうしますと、大会まで一月ちょっとということになるわけですが、何しろ今回初めての取り組みということで、準備のほうもいろいろ大変かと思うわけですが、しかし、日程がこうやって決まった以上は、早急に開催の案内等も必要かと思いますが、大会のポスターとかパンフ、それから、コース案内等の準備についてはどういった状況なのか、お伺いをしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

トレイルランニング大会の開催案内についてのお尋ねでございました。

先ほどの答弁にも触れましたが、町の広報紙の2月号で案内をしておりますほか、インターネット上で特設のサイトを設けて募集をしております。

それから、九州トレイルランニング協会のネットワークでも、さまざまなサイトにおきまして案内を行っております。

それから、開催の案内をどういうふうにするかということについては、こちらのほうでもさまざま検討しておりましたが、このトレイルランニングの競技は非常に今回距離が短いとはいえ、かなり負荷がかかるスポーツでございますので、なかなか一般の方誰でも御参加いただけるというようなものでもございません。やはりふだんからそれなりにトレーニングを積んでいらっしゃる方が対象になるというふうに思っておりますので、やはり基本的にはスポーツショップであるとか、トレラン協会のネットワークというのが基本的な募集の経路かなというふうに思っておりますけれども、引き続き、さまざまな媒体を通じて募集を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

今、室長から答弁いただきましたように、トレイルランというのは、割かしハイキングとか、そういうのじゃなくて、ちょっと特別な技術じゃないですけど、修練的なものが必要かと、そういう人のためのスポーツかと思うわけですが、やはりポスターとか、そういうものはつくっていただいて、地区にも掲示板等がありますし、そういった地区の掲示板

にもポスター等を張っていただいて、住民の皆さんにもどんなスポーツか、大会かというものを知ってもらうことも必要かと、そういうふうに思います。

それから、大会規模としては定員が75名ということで、参加費等も大人が4千円でしたか、それで高校生が3千円でしたか、ちょっと高いかなという気はするんですが、応募期間も今月の9日から3月9日までとなっているようでございますが、現在までどのぐらいのエントリーがあるのか、それと75名きっかりで締め切りなのか、応募者が多数の場合は、幾らかのオーバー枠というものを考えておられるのか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

まず、開催案内につきましては、現在のところ、チラシをまだ作成はしてありませんが、それも含めて町民の皆様にも認識していただけるように、あと、立て看板等々を用意したいと思っておりますので、そういったことも含めて開催案内についてはやっていきたいと思っております。

それから、大会の規模等につきまして、一つは参加費が少し高いのではないかという御指摘であったかと思いますが、ほかのトレラン大会の事例を見ておりますと、10千円近く取っている大会もございますし、今回、距離が短いということで、そういったほかの類似の大会を比較して、またあとトレラン協会の専門家の御意見もお伺いして、この金額になっている次第でございますが、ただ、参加賞であるとか、あとふるまい鍋でありますとか、タイムの計測もやりますし、さまざまなことを考えますと、私自身はそれほど高い設定ではないのかなというふうに思っている次第でございます。

それから、参加者の上限が75名で今設定をしておりますが、これについても、当初150名ぐらいで設定ができないかと検討しておったわけですが、コースの道幅でありますとかコースの長さ、今回7キロでございますが、ですので、どうしても道の混雑であるとか、それに伴って、場合によっては転倒等の危険もございますので、今回のコースの規模から考えると、75名ということが一番最適という専門家の御意見がございましたので、まず、今年度は75名でスタートいたしますが、来年度以降は、今年度の大会の状況等踏まえて、もう少し延長ができないかとか、あるいはもう少し多くの参加者の方においでいただける大会にできないか、そういったこともあわせて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

それから、もう一点なんですけど、今回の大会運営に当たって、サポートをしていただくスタッフさんというのは、どういった方々が協力をしていただけるのか、それをお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

今回のトレイルランニング大会のサポート体制についてのお尋ねでございます。

今回の大会、先ほど申し上げましたとおり、町の魅力発信拠点づくり事業の中で、ふるさと振興会議というのを開催しております、その中で、このことについても検討を進めてまいっております。その会議の中には、町の体育協会さんであるとか、あと鳥越地区の区長さん、それから目達原駐屯地の中に闘魂ランナーズというランニングクラブがございまして、そちらのほうからも御参加いただいております、さまざまな検討を進めていただいております。当日もそういった方から御参加をいただいて大会を開催したいと思っております。それで、トレラン大会の場合は、どうしても気分が悪くなったり、場合によってはけが人が出る場合もございますので、救護等については万全を期したいと思っておりますが、特に目達原駐屯地のほうからはそういった救護面でもノウハウがあるということで、御協力をいただけるようになっております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

説明いただきました、ありがとうございます。今回のこのトレイル大会の開催というのが、多くの交流人口を生むということがまず大きな趣旨かと思えます。まずは、このスポーツイベントとして、参加者の皆さんに満足していただける準備をしていただき、次回を希望される声いただける大会を目指して、準備をお願いいたします。

以上でこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、鳥獣被害対策について。質問要旨、鳥獣被害対策の状況はについて答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

皆さんこんにちは。向井議員からの質問2、鳥獣被害対策についてということでございます。私のほうから答弁申し上げます。

イノシシ対策としましては、佐賀県猟友会三養基支部の方に委託をいたしまして、箱わなを高速道路を挟んで南北の山林に12カ所、先ほど質問の中にありましたが、外記のため池にも出没しておりますので、外記のため池周辺には、箱わなを2カ所、くくりわなを2カ所設置しております。また、山間部の農地につきましては、ワイヤーメッシュ等によって防護をしているという状況でございます。

それにつけ加えまして、鳥被害に対しましては、これも猟友会の方に大豆の播種時期である6月末から8月上旬に猟銃にて駆除をいたしております。

以上です。

○1番（向井 正君）

御説明いただきましたけど、まず鳥類に関しましてですけど、昨年、鷹匠による害鳥駆除

というのはどうだったんでしょうか、その効果等をお聞きしたいと思います。

○産業課長（小野清人君）

28年度、鷹匠による駆除を予算化はしておりましたが、実績としてはございません。

以上です。

○1番（向井 正君）

先日、鳥類については捕獲数とか、そういったものをちょっとお聞きして、27年度よりも二十数羽ほど捕獲数がふえておりました、私は鷹匠による害鳥駆除の効果が出ているのかなと思っていたんですけど、これはやっぱり猟銃のほうだったんですね、はい、わかりました。

それから、害鳥駆除に関しましては、今後も一番効果のある時期に、そういった猟銃による捕獲狩猟のほうの対応をお願いしたいと思います。

それから、冒頭申し上げましたが、日中に病院とか施設等、商業施設など、人の往来も多いところにイノシシが出没したということで、ニュース等でも大きく取り上げていたのをございますが、その後も周辺でイノシシの出没の報告が入っているようでございますが、以前より、この古墳公園にはイノシシがすんでいるという話は、奉仕活動をなされておる同僚議員より聞いていたところでございますが、今回のようなことがありますと、今後、人に危害を及ぼす危険性も危惧されるわけでございますが、行政としても何らかの措置対応が必要ではないかと、そのように思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○産業課長（小野清人君）

外記のため池周辺に出没しているイノシシの件でございますが、私も実際、遭遇いたしました、メスでございました。外記のため池周辺、東側の陸地、それと坊所の古墳公園の都紀女加王墓のフェンスの中、数カ所に巣を発見することができました。その巣にたまには帰ってきて寝ているというふうな状況は確認しておりますが、私どもが確認に行くときには現認はしておりません。そういうことで、巣そのものは発見できましたので、そこを注視しながら今後もやっていきたいと思っておりますが、先ほども申し上げますとおりに、以前は1カ所しか箱わなを設置しておりませんでした、今は東側と西側と2カ所に設置しております。おまけに、つけ加えて、くくりわなを設置しておりますので、その辺でどうかなというふうなことで考えております。その巣にいることを現認できれば、猟友会のほうでイノシシ用の犬がいるそうでございます。その犬を解き放って駆除したいというふうなことも猟友会のほうでは考えてあるようでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

小野課長より今、駆除対策ということで御説明をいただきました。それと住民への注意喚起というものもまず行っていただきたいということと、この駆除対策をぜひ進めていただくようお願いいたします。

それから、山間部のイノシシ駆除に関しましては、佐賀県の猟友会三養基支部に駆除委託をされているということでございます。これは以前、課長から御報告をいただいたと思うんですけど、今年度が10月末で24頭の捕獲実績ということを前に伺ったと思いますが、捕獲イノシシのそれぞれの記録と申しますか、捕獲日、それから捕獲者名、捕獲場所であったり方法、それから胴体の大きさといった、そういった各捕獲イノシシの捕獲台帳というのは作成されておられるのか、お伺いしたいと思います。

○産業課長（小野清人君）

台帳については作成をいたしております。写真で確認をいたしておりますし、その写真も台帳のほうに張りつけております。

つけ加えですが、12月末現在で捕獲頭数ですが、イノシシは45頭になっております。アライグマが10頭というふうなことで聞き及んでおります。

以上です。

○1番（向井 正君）

台帳のほうはつくっていただいているということで、この捕獲台帳というのがやっぱりイノシシの行動範囲の把握であったりとか、また、わなを仕掛ける場所決めなど、今後の駆除対策にも参考になるかと思っておりますので、ぜひそういった捕獲台帳も参考の上、駆除対策をしていただきたいと思います。

それから、今後の対策ということでございますが、イノシシというのが1回に8頭から10頭ぐらいの子供を産むということで、捕獲しても捕獲しても、なかなか全体的な生息数を減らすことが困難だとも聞いております。また、現在、当町の山間部を担当されておられます猟友会の方も、高齢化やその他の事情で活動されている方が少なくなっているということも聞いておりますし、この箱わななどをふやしても、なかなかわなの管理まで目が行き届くかなという心配もございます。そういった意味で、猟銃の免許取得よりも、割かしハードルが低いと言われております箱わな免許の取得を地域の皆さんの協力も得て、そういった箱わな免許の取得というものを推進していったら、行政と猟友会、それから地域の皆さんとの連携というものも今後必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その辺についてお伺いします。

○産業課長（小野清人君）

向井議員おっしゃるとおりでございますが、猟友会の方々も高齢化、または人数が少なくなっているというふうなことでございますが、私どもも鳥越地区に猟友会の方々も赴きまして、地域の方と懇談会とか、そういうこともやっております。おっしゃるとおりで、猟友会と鳥越地区と一体となって今後進めていきたいというふうなことで考えております。

また、箱わなにつきましても、非常に重たいものがございますので、軽量化とか、そういうふうなことはできないものかということで、業者とも検討している段階でございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○1番（向井 正君）

先ほど小野課長のほうから、今後、行政、猟友会、地区の皆さんとの協力ということで、新たに連携したこの駆除体制という取り組みが必要ということも申されておりますが、この免許更新の補助とか、それから、わな免許取得費に当たっての補助ということに関しては、どういったお考えをお持ちなのか、お伺いします。

○産業課長（小野清人君）

免許更新時の補助と、わな免許取得時の補助というふうなことでございますが、現在、町としましては、佐賀県猟友会三養基支部のほうに委託契約として250千円ほど委託金を差上げております。その辺の中で、こういった免許更新時の補助等については利用をされておるところは考えております。わな免許の補助につきましては、新たな補助ということになりますので、その辺についてはまた検討をさせていただきたいと。

また、議員のほうからもいろいろ御提案いただいております。職員でそういう免許を取ったらいかなものかというようなことも意見いただいておりますので、原課のほうで検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

やはり地区の皆さんとの協力が必要だと思うので、地区の皆さん方で、わな免許の取得を推進していかれる中で、ぜひこのわな免許の取得補助というものは考えていただきたいと思います。

やはり田畑や農作物といったものを荒らされるということは、農家の皆さんにとっては本当に切実な問題でございますので、今後は、わな免許の取得の補助を含めた上での推進ということで、行政と猟友会、それから地区の皆さんとの新たな駆除体制ということ、地区の皆

さんとこれからも十分協議をしていただいで、この獣害対策ということを進めていただくようお願いいたします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、公共交通について、質問要旨、導入予定のデマンド型交通の概要はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。向井議員の質問事項3、公共交通について、要旨1、導入予定のデマンド型交通の概要はに関して答弁をいたします。

多くの場合、デマンド型乗り合い交通を指しますが、デマンドとは要求、要請、請求、需要、これらに対して、できるだけ答えようとするこの意味で、乗り合いとは一定の運賃で不特定の人が乗り合うことを言います。

デマンド型乗り合い交通の概要としては、需要に応じて柔軟に運行する利用者主導型の交通であり、定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態のことを指します。利用者の需要に応じて時間と路線を柔軟に対応することが可能なことから、中山間地域や集落散在地域、人口低密度地域などの需要において有効とされています。

また、デマンドタクシー、これは予約型乗り合いタクシーと言われるものになりますけれども、これにつきましては、交通手段に不便を来している方を、事前予約により指定された地域の範囲内であれば、自宅や指定場所から目的地まで、途中、乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービスのことであります。

乗りたい場所は、例えば事前に電話やファクシミリなどで予約をして利用することが可能となりますので、住民の方が希望する場所から場所まで、ドア・ツー・ドアの移動を定額で提供する新しい公共交通サービスであります。高齢者、障害者、自動車や自動車運転免許を保有しない方々の、いわゆる移動制約者と呼ばれる方々に対する生活交通の確保、充実策として注目されているところです。

ただし、導入の際には、路線バスや一般のタクシー、既定の同種手段との競合などに対します考慮が必要になることから、現在、上峰町地域公共交通活性化協議会で議論を重ねているところです。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

概要について今説明をいただきました。

私、新聞で見た限りですけれども、通学用としては台数をふやしての運行ということでご

ございますが、これは、台数をふやされるということは、ある程度この地域を区分けした通学専用の運行ということで理解してよろしいのか。それから、通学専用ということになっておるんですが、今までは学生と一般の方も利用なさっていたんですが、この際、一般の方の利用はできないということなのか。

それからもう一点でございますが、デマンド型交通ということですが、その後の時間帯、通学時間帯をのけたほかの時間帯は、役場とか商業施設など、町の中心部を新たなルートを立てて巡回するというところでございますが、このルートについては以前より住民の皆さんとの意見交換等も行われてのルート設定になるかと思うんですが、この巡回バスというのは、デマンド型というよりも、ある程度きめ細かいところまで入られるということでお聞きしていたんですが、定時路線型で固定ダイヤ型での運行ということになるのか、その辺をお伺いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

幾つか今、議員のほうから御指摘をいただきました。

現在、地域公共交通活性化協議会でも、たたき台としてお示しいたしましたところではございますけれども、朝夕、いわゆる朝の通学時間帯、それと授業が終わった後の時間帯におけます通学バス機能としては継続をしていく方向で今のところ協議しているところでございます。

それで、それが専用車両なのか、それとも混在車両なのかというのは、また今後ちょっと議論をしていかなきゃいけないところかと思っておりますので、まだはっきりその辺は結論が出ていないという状況で御理解いただきたいというふうに思っております。

また、通学時間帯以外の運行につきましては、巡回バス及び、先ほども御説明いたしました予約型乗り合いタクシー、これを併用することで、町内の人の動きの活性化を図りまして、利便性の向上を行っていききたいというような考えを持っております。

巡回バスのほうなんですけれども、昨年度行いましたアンケート、あと住民説明会及びバスの乗降調査というものを実施しておりますが、その結果、利用者の乗降が多い箇所を抽出するような形での巡回路線をたたき台としておあげしているところでございます。それをもとに、通学バスの時間帯以外の空き時間を利用し、住民から要望が多かった昼間を含めた時間帯、これは大体8時から13時台を利用したいというようなアンケート結果がございました。これに便数を充てまして、比較的短時間で巡回できる形態を模索してまいった経緯がございます。

また、町中部周辺の巡回を行うことで、従来の運行間隔縮減を図り、機能性と経済性を高めるとともに、自由度の高い予約型乗り合いタクシーで町内の細部までの行き来を可能にするというように、交通空白域をつくらないようにするなど、両者を併用することで重層的な運行を行っていききたいというような形での原案というふうになっております。

それと、巡回型については定時路線かという御質疑もあったかと思いますが、巡回路線につきましては、既存の、例えば西鉄バス等との接続、こういったところも十分考慮したところでの、現段階ではそういった定時路線型というような形での検討を重ねているところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

今説明いただきましたけど、この乗り合いタクシーも今後取り入れられるということですが、それと巡回バスを併用した形での運行だということで、今、説明があったんですけど、中心部の方もその乗り合いタクシーの利用というのはできるのか、お伺いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

答弁いたします。

原案では、中心部の方も当然、乗り合いタクシーのほうは利用可能という形で、今、協議を重ねているところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

それから、デマンドタクシー2台で中心部から離れたエリアからの往来に対応ということで新聞等には書いてあったところでございますが、この中心部から離れたエリアというのはどの辺を境界か、範囲か、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

エリアのことでございますけれども、巡回させる路線以外という認識でよろしいかと思いますが、原案、これから先も協議を重ねていきますが、原案の段階では特に利用者の多いバス停等を選定したことと、要望の多い医療機関、それと既存路線とのバスの乗りかえ接続ができるバス停というところを考慮したところもございまして、現在で言いますところの、例えば切通の古賀歯科医院前、それとあと、南のほうになればおたっしゃ館、この辺が南北のいちゅうの範囲になるのではないかなというふうに思っております。それよりも以北、あるいはそれより以南ということで乗り合い型のほうのタクシーを活用して交通空白域を埋めていくというようなイメージでお持ちいただければ幸いかと思います。

以上です。

○1番（向井 正君）

それから、デマンドタクシーとなりますと、当然この予約というのが必要になってくると思うんですが、この利用対象者というのが主にやっぱり高齢者といった生活交通弱者になるかと思うのですが、そういったことも考えますと、その予約のあり方ということも考えなくてはいけないと思うんです。

例えば、デジタルということになりますと、パソコンとかスマートフォンを利用した予約

制度になるかと思うんですが、やはり対象がそういうふうでしたらアナログ的な、直接オペレーターとの会話による予約制度、そういったことも必要かと思うのですが、そういったオペレーターの設置と申しますか、配置についてのお考えというものを伺います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいま御質疑がございましたオペレーターに関してなんですけれども、手段といたしましては、例えば議員が先ほど申し上げられたように電話とか、例えばファクシミリとか、いわゆるアナログ的な手段も含みつつ、ほかにも多様な申し込み形態というのがありますので、そういったところも排除せず、いろいろ多様なものを今後検討していきたいというふうに思っております。まさに、また移動制約者の方たちが利用される場合が想定されますので、そういったところでも十分対応できるようなものというふうに考えているところでございます。

それとあとオペレーターの別途配置の件かというふうに思っておりますけれども、こちらにつきましても、例えばデマンドという形で、予約型乗り合いタクシーで、仮にちょっと今後、業者選定をしていく中で、例えば、これは一例ではありますけれども、既存のタクシー会社さんなんか仮にちょっと落札されたような場合におきますと、そこにはもう予約を受けるシステムというのがそもそもあります。ですので、そういったところに対応するということが可能でございましょうし、また集中的に別途、オペレーションセンターのようなものを設けるという考え方もあるかと思えます。

全国で先行してやっている自治体の例なんかを見ておきますと、そういったさまざまな手法が、今、点在しているような状況でもございまして、どの手法が当地域にとって一番よいものなのか、そういったところも含みおきながら、今後また協議会等での議論を踏まえたところで、その辺の道筋をいろいろ協議していきたいと、このように考えております。

以上です。

○1番（向井 正君）

今後、高齢化社会というのが進んでいく中で、この公共交通の今後のあり方というのは、以前より地区を回られて、十分住民の皆さんとの意見交換等もされての今回の公共交通の見直しかと思うのですが、今後、詳細を煮詰めていかれる中で、特に交通弱者の生活交通としての利便性に沿ったスタイルの構築というのをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

以上で1番向井正議員の一般質問を終了いたします。

引き続き通告順のとおり、3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。議長さんより質問の機会を与えてもらいましたので、早速質問の趣旨について行っていきたくと思います。

まず、大きく分けて4項目ございます。

それです、上峰町の人口減少対策について。

現在のところは上峰町の人口は約9,600人弱ですけれども、ほぼ9,600人に近い数字で推移をしていますけれども、何十年後ですかね、40年、50年先にはどうなるかわかりません。そこで、私は常々主張していますけれども、やっぱり上峰町に永住してもらうためには、御飯も食べていかないかん。そこで、まず上峰町に住んで雇用、働く場所、それを確保してもらいたいということで、その辺の行政としての取り組み方について言ってきましたけれども、今後、要旨1として、雇用促進の町として現在の取り組み、もちろん地域再生計画も含めてのことでございます。

それと2番目に、これからの企業誘致の計画はどうかということは、この要旨の1番と2番は並行して進めてもらいたいと思います。

2番目の中学校周辺の駐車場整備について。

今、上峰中学校周辺には駐車場がありますけれども、特に上峰中学校体育館の北側、その辺の要旨1として駐車場の整備、今は土間の状態でございますけれども、その辺の整備の考えはないのかどうか、その辺をお伺いします。そしてまた、新たに駐車場の確保の考えはないのか、ひとつお願いをいたしたいと思います。

次に、質問事項3番目の小、中学校給食費の未納について。

現在、どうもいろんなお話を聞きますと、未納者が大分おられるようでございます。それで、この未納者に対しての取り立て、これは今現在どういうことをやられているのか、それを要旨1として質問します。それから、今後、要旨の2番として未納者がないように、ゼロ件に向かって今後どのような取り組みをやられていくのか、この辺をお伺いいたします。

次に、質問事項4番目のふるさと納税についてでございますけれども、要旨1の28年度のふるさと納税の見込み額、予算委員会とかきょうも幾らかありましたけれども、大体質問がされたと思いますけれども、重なるかもわかりませんが、その辺の見込み額、3月31日までの見込み額はどれくらいになるのか。それと、要旨2番目の返礼品の品目は現在どれくらいあるのか。そのうちの上峰町独自の特産物というのはどれくらい、何項目あるのか、その辺をお伺いいたします。これも要旨1と2は同時進行でお願いしたいと思います。

次に、今、メディアのほうでも特にテレビとか新聞なんかでもよく言われていますけれども、返礼品競争の是正の声が上がっております。これに対して、上峰町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、人口減少対策について、質問要旨1、雇用促進の町としての取り組みはについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の1、人口減少対策についての要旨1、雇用促進の町としての取り組みはについて答弁をいたしたいと思います。

議員から先ほど御質疑ございましたとおり、人口減少対策といたしまして、雇用促進に取り組むことは大変重要であると認識をしております。

このため、本町の総合戦略におきましては、従来の製造業等に加えまして、農業関連産業も加えて誘致に注力することとしております。また、それと関連をいたしますが、これからの農業を担う新規就農者を生み出す先進的農業人材の育成に取り組むこととしておりまして、今年度は儲かる農の上峰塾をシリーズで開催し、ICTによるビッグデータの活用やマーケットイン型の生産、流通、販売、それから食品の機能性の着目、また特産品づくりやブランド化などをテーマに、若年層の就農や他産業からの参加も視野に入れながら、人材育成を行ってきたところでございます。

また、本町が注力しておりますふるさと納税につきましては、返礼品やその供給業者の選定、調達等を通じまして、新たに本庁内で事業活動を開始したり、事業所等の開設を検討、実施したりする企業等も出てきておりまして、このふるさと納税の取り組みも産業の振興、そして雇用の創出に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、田中議員、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、質問要旨の1と2、別々ということ、何か一緒に……（「いや、同時進行で」と呼ぶ者あり）一緒、まとめてということではよろしいですか。済みません、そしたらまとめて2項目めの企業誘致の計画はどうかということも答弁をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

それでは、要旨2の企業誘致の計画はどうかにつきまして、加えて答弁をいたします。

本町におきましては、現状、工場を誘致できるような町有地がほとんどございませんので、誘致案件につきましては基本的に民有地とのマッチングを図るという形態になるというふう考えております。

ただ、いずれにしましても、本町の場合、そもそも面積が小さいことや、それに伴って進出可能なエリアが限定されることが工場等誘致の制約要因の一つになっておりますので、広大な工場用地を必要としない農業やその関連産業、あるいは商業、サービス業を含む多様な業態の企業についても誘致を進めていく必要があると考えております。

こうしたことから、先ほども申し上げましたように、工場等の誘致に加えて、先進的農業人材の育成やふるさと納税の返礼品業者の選定等を通じた誘致案件の発掘などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどから同僚議員からの質問がありましたから、かなり重複することがあるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

では、考え方というのがわかりました。今、説明がありました。

では、地方創生の町づくりのビジョンとして、交流拠点の道の駅はもちろん上がっております。それと、農業関連技術拠点の誘致ということも上がっています。それから、バイオマスイエネ産業の誘致ということも上がっております。それから、農産物加工施設の整備、それから加工企業の誘致とか、それぞれ細かく地方創生でやっていこうというプランがあったと思います。

それで、まず道の駅構想で先ほどからも質問ありましたが、道の駅のどの辺の段階まで行っているのかというのは、全体構想という計画は、うわさで聞きますと、イオンの周辺ということを知っていますが、そのイオンの周辺のどの辺につくるかという、そこまでの構想はまとめられていないのかどうかね。それと、農業関連技術拠点の誘致というのは、もちろんその構想にありますけれども、どの辺まで進んでいるのか、考え方だけあってなかなか私から言わせると超スローペースなんですね、と私は思います。何か超スローペースなのか、とまっているのかようわからんですね、私ね。その辺の、もちろん道の駅、農業関連技術の拠点、バイオマスイエネ産業の産業誘致、農産物加工施設、何かとまっているような感じを受けますけれども、どの辺まで進んでおるのかね、考え方を言われてもらっても、これはもう考え方は前から言われておりますから、全くなかったらなかったでいいんですけれども、どの辺まで進んでいるのか、答弁をひとつよろしくお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねございました総合戦略に掲げております事項の中で、道の駅の整備であるとか、それから農業関連技術拠点、またバイオマス関係であるとか、それから加工場を含みます6次化の進捗ということでお尋ねがございました。

まず、道の駅ではございますが、さきの議会でも答弁をいたしましたとおり、町の中心部にございます商業地区、商業エリアを中心に候補地の選定を進めておりますが、今の段階ではまだ複数の選択肢の中で検討を行っておりますので、まだ候補地を確定しているわけではございません。今の現段階の状況といたしましては、来年度基本構想、計画を策定する前提となる事項について、具体的には現実的にどのような整備、場所の選択肢があるか、あるいはその選択肢について、つまり土地の取得というのが現実的に可能かどうか、また資金調達、財源確保をどのように考えたほうがいいのか、ある程度整理をすることによって、来年度の基本構想の策定を円滑に進めるための今準備をしております。ですので、まだ具体的にどこということは決まっていない状況でございます。

それから、農業関連技術拠点の整備ということでございますが、これは誘致にもさまざま

ございまして、一番目に見えやすいのは実際に企業が進出をするとか、あるいはそこにプラントをつくるとか、そういったものが目に見えやすいものでございますけれども、実際にはなかなかすぐに最初から投資をされるというケースはまれでございまして、まずは町内のさまざまな農業の案件に対して、例えばアドバイスをするとか、連携をするとか、そういったところから始めて、一緒にビジネスをするという段階になれば、まず契約をするとか、お金を出すとかいうところから始まりまして、それで最終的には目に見える形で、場合によってはそういう企業進出であるとか、プラントの建設であるとか、そういったことになるかと思っておりますが、今は段階といたしましては、今年度の上峰儲かる農業塾等におきまして、町外からの専門家であるとか、特にICTを活用したデータ分析を行っている企業もございまして、そういったところと町内の生産者、事業者とのマッチングを今やっておりますので、そういった中から将来の投資であるとか、企業誘致につながる案件が出てくるものと思っております。

それから、農業の6次産業化の中で加工の部分、特産品づくりということでございますけれども、それにつきましても今年度、儲かる農業育成事業の中でふるさと納税の返礼品でありますとか、あるいは今月23日から開催いたします東京の品川区の高級スーパーで上峰フェアというのをやりますが、そこに向けた特産品づくりというのをやっておりますので、そういったもので事業の創出、それからそこで雇用の創出が将来的には生まれるものと期待をしているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今の答弁を聞いてですけれども、なかなかその構想から脱し切れていない、そういう感じを私は受けました。特に私は、道の駅はいつできるんじゃないかと楽しみにしています。道の駅もどこにつくるかという地理的なことも考えなきゃいけませんけれども、ドライバーが気軽に休憩できる場所、それがまず第一じゃないかと思っていますので、これからいろんな道の駅構想を仕上げていくためにやられると思いますけれども、この構想だけじゃなく、だんだんもうちょっと急いでください。急いでもらいたいと私は思います。その辺はよろしく願いいたします。なかなか進んでいないようなので、これ以上質問しても無駄だと思います。

それで、町長さんに1つお伺いをいたします。

今度の議案書の中に、町長の所信表明の一句をちょっと引用しますけれども、その中で、「交通インフラ整備に工場誘致という旧来の発想は通じない」ということが言われております。これ、どういうことなんだろうかなと。それと、「地域中核企業の底上げを図ること」、これはもちろん大事なことであります。多分に希望の分が入っているんじゃないかと思っておりますけれども、地域中核企業の底上げて、どうやって底上げしてくのか、腹案があればその辺

の説明をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

施政方針について、その中身について述べよということでございました。

これは私が常日ごろから申し上げておりますけれども、地方創生は地方再生という言葉が国が使わない。なぜかといいますと、昭和40年代、50年代に至るところに道路を張りめぐらされ、下水道は整備され、港湾、高速道路ができた時代、本町におきましては、圃場が整備され、農林公共土木のインフラ、あるいは道路も町道だったり高速道路が整備された、中核工業団地もその時期に整備されて工場が誘致されたというような時代ではないと、そういう時代で発展していった日本丸は、もう難しいというふうに国はお考えになっておられます。

これは石破大臣、もとの大臣もそう言うておられました。皆様もそのDVDはきっと見られたことだと思います。今、求められているのはその時代、今、工場はどんどん海外に行っているような流れがあるという現状を踏まえ、しかしながら日本はその時代にしっかり磨き上げを行ってこなかった農業、林業、水産業、3次サービス産業、観光業、ここら辺しっかり磨き上げを行っていくような取り組みを地方自治体でも行っていただきたいということで、地方創生という言葉が使われております。そのためのツールが、例えば本町で申しますと、自治体にRESASという情報をお配りし、そのRESASをもとに伸びている3次産業であったり、伸びている農業法人だったりをしっかりと見きわめて、それらに投資することができるような環境をつくり出すということでございます。

これまでは行政としては、公共事業の発注であったり、農林土木のインフラ整備で時代をつくってきたというふうに思いますけれども、今後は3次サービス産業や観光業に磨き上げを行うような施策も必要になってくるということでは言われておられました。よって、こういう表現をしております。

ただ、ここに書いておりますように、「旧来の発想は通じないことを直視し」というふうに書いています。絶対それは難しいということではないということですね。だから、例えば一番いいのはお漬物の工場を誘致された隣町のように、農業関連の産業の工場誘致等のお話があれば積極的に受けていきたいと思っていますし、本町はそういう工場用地というのがございませんので、民地とのマッチングをすることにしかなりませんが、今現在も豚肉の製造工場、無菌無臭の工場が進出したいというお話はいただいております。そういうお話があることだけでなく、農業関連産業という表現で行きますと、ICTを使った農業関連産業という意味で、例えば地場の農産物を積極的に域外に販路拡大していくような産業についても誘致を進めていきたいというふうに思っていますし、実際今、2社ですね、上峰町に1社もう来ておりますし、2社目は今、お考えだということでございます。こういった意味で、このことを表現させていただきました。

また、地域中核企業の底上げを図ることということですが、これ例えば過疎地の例

で行きますと、ガソリンスタンドがなくなるとかということで、行政が支援をしながら地域の過疎集落を維持する、あるいは過疎のガソリンスタンドを単なるガソリンスタンドにせず、防災拠点にしたり工夫をしながら、地域にその基盤を残していくという、人口減少時代を迎える基礎自治体のあり方として、こういった地域を下支えしていただいている中核企業、あるいは中間団体、また人についてもNPOとか公益法人、こういったところにしっかりと手当てをしていくことで、地域の人口の流出をとめながら、減少をとめながら、企業がどんどんほかに都会に逃げて行かないように取り組みを強化していくことが必要だというふうに思っています、このように所信表明に書かせていただいているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

先ほどの町長の答弁では、敷地の問題もありますけれども、上峰町にそういう進出していく企業があれば、それにはもちろん対応をしていくということなのであります。

今、上峰町を囲む地域の市町村、かなり——企業といってもそんな大がかりな企業を私は言っているわけでもありません。小さな商店でも何でもいいんです。要は、要するに、住民の方からも聞くことがありますけれども、上峰町には働く場所が少ないと。パートで働きたいと思っても働く場所が少ない。それで、近隣の市町村に出ていくんです。だから、近隣の市町村に頼るんじゃなくて、上峰町みずから企業誘致を優先的とは言いませんけれども、積極的にやっといこうというのろしを上げてもらいたいと思いますね。そういう外に対してのアピール、そういうことをやってもらいたいと私は自分で思っています。

ですので、ちょっと考え方が違うかもわかりませんが、それは考えの違いだけでなんぼ言っても水かけ論になりますけれども、これ以上は言いませんけれども、近隣の市町村では、もちろん鳥栖市もそうですけれども、神崎市、今、神崎市は385沿いに広大な工場を誘致するための宅地造成が行われております。既に昨年でしたけれども、4つか5つぐらいの企業が来ていると。それで、昨年の話でどれにしようか、どこの企業にお願いしようかということ、その選定まで行っているようでございます。もちろんみやき町は、この間の新聞でも漬物工場がヤマサの家具屋さんの跡に進出してきます。もちろん吉野ヶ里町も、つい最近ではリンガーハットが進出してきますね。そういうことで、上峰町を囲む周辺の市町は精いっぱい努力をされて、どうも上峰町がおくれをとっておるんじゃないだろうかということで、先々40年、50年後どうなるもんじゃろうかということを私は心配をしております。

それで、よその市町村、町長、市長でもですけども、企業誘致は町づくりの大きな柱であるということは認識されているようでございます。もう一遍、町長にお願いします。企業、いろんな小さい事業所でもいいですよ、商店でも何でもいいです。そういうことで、その誘致するための心構えというか、気迫というんですかね、その辺の考え方をもう一回答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

何か先ほどから意見がかみ合わないというような表現で言われますが、同じことを言っているつもりであります。企業誘致については、本町としましても進めていきますが、一般論として工業団地の整備、即戦力の工業用地を町として持たないものですから、民地とのマッチングをやっていくということでございますし、今、案件についてもございます。

施政方針に書いておりますのは、旧来の発想で工場を、比較的産業がばらばらでこの町の特徴をつくることのできないような工場誘致よりも、むしろ農業関連産業という分野にぜひ来ていただきたいということで戦略には書かせておりました。すなわち、実質的に企業がこちらに来た事例も昨年ございましたし、ことし中に拠点を上峰町に移すという企業もございます。

ただ、それをベースにリリースして進出協定等をマスコミにリリースをしていないだけでございまして、本町のさまざまなICT関連企業についても準備を始めておられますし、先ほど製造工場については、これは土地の問題が当然出てくるわけです。農地をそのように豚肉の製造工場、あるいは無菌無臭といっても地域との理解が必要でありますから、かなり時間のかかる話でありますので、非常に壁はあるというふうに、ハードルは高いなというふうに思っておりますけれども、そういうお話はいただいていることを御紹介いたしました。

土地の活用が例えば、塩漬けになった工場用地があるとかいう状況であれば、その他の自治体は広く工業用地を持っておることがあると聞いておりますので、例えば吉野ヶ里町さんもスペース的に中核工業団地の中の広大なスペースがあいているところに誘致をされましたし、みやき町もそのあいているスペースだというふうに、ちょっとこれ確認はしておりませんけれども、そのように聞き及んでおります。

よって、造成をして工場誘致に取り組むという話を期待されているのかなと思って、今、田中議員の御質疑を聞いておりましたけれども、今現在はまず相手が決まらない中で工業用地を整備するというやり方よりも、小さな企業でもいいと先ほど言われましたけれども、農業関連のICT企業を集めて、直接情報が上峰町のPRが域外にされることによる、いつも言っている逆回転の工場誘致ができることを期待していく、そういうやり方が一番早いのではないかなというふうに感じているところでございます。

○3番（田中静雄君）

目指すところは1つだろうと思います。そこで、もちろん先に工場団地をつくってからということになると、前もって相当な投資をしなきゃいかん、そこに企業を誘致するということは、来るか来んかわからんのにどうかという、財産は眠ってしまいますので非常に問題があると思いますけれども、例えばある企業さんが来たときに、大体この辺にどうだろうかという、それぐらいの考えは常に持っておいてもらいたいと思います。

先ほどから言っていますけれども、やはり働く場所、上峰町で生活していくためにはお金

を稼がにゃいかん。その働く場所というのは絶対必要なんです。お金がないと生活できません。そこで1人でも2人でもいいからそういう雇用を促進するような政策、施策、のろしを上げてもらって、外に向かって発信してもらいたいと思います。

私の質問はこれで終わります。次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、中学校周辺駐車場整備について、質問要旨1、体育館北側駐車場整備の考えは（土間から舗装、排水対策など）について答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。3番田中静雄議員の質問事項2、中学校周辺駐車場整備について、要旨1、体育館北側駐車場整備の考えは（土間から舗装、排水対策など）についてお答えをいたします。

現在、舗装をする計画は持っておりません。雨天時に水たまりができることは承知しておりますので、行事が行われるときには事前に砂利を入れたり、草刈りをして台数の確保に努めています。また、中学校グラウンド等、他の駐車場の利用について御案内をしているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今、中学校のもちろん体育館、それから社会体育館をかなり利用されておられますけれども、毎週土曜、日曜日というのは、ほぼ駐車場が満席の状態なんです。特に寒い日は若干少ないと思いますけれども、ほとんど満席なんです。あそこをよく通りますけれども、車はどこにとめたらいいんだろうかとうろろしよんさっですよ。それで、今、あの体育館の北側の駐車場、きょうみたいな天気の良い日、半分ぐらいしかとめられないんです。広さがあっても排水もできない、草はぼうぼう生えている。半分ぐらいはとめるような状態になっていないです。

先ほどから、話は違いますが、米多浮立のこの駐車場か、いろんな催しに使うということでしたけれども、あのとき私が思ったのは、まだまだほかにあるんじゃないですかと。実際、毎週土曜、日曜日に不自由さを感じている、そういう場所もあるんじゃないですかと、そこをぴんと来たんですね。ぜひともあの辺は排水対策をして整備をしてもらって、今の台数、あその駐車場がどれくらいとまるかわかりませんが、整備をすることによって四、五台でも駐車スペースができるんじゃないですか。ぜひ回答してもらいたいと思います。

それと、あの辺私よく通るといことは言いましたけど、人通りが多いもんですから、中学生が学校帰るときどうしているのかとといいますと、中学校から下津毛のほうに帰るときに

は、もちろん一列に帰るわけじゃないですね。ある程度グループでずっとずらずらと帰りますけれども、向こうからも対向車が来る、私はこっちから進んでいる、そういう時に、中には学生の人たちは、あの道路の南側に側溝ありますけど、側溝を飛び出して、そして体育館のフェンスのほうの土手を歩くんですよ。そういう状態なんです。

それはそっちのほうに飛び出して、ぴよんと飛んで通行、学校から帰る人もおるかもしれんけど、とにかくあそこの駐車場をどれくらいお金がかかるか知りませんが、整備をしてもらいたいと思いますけれども、もう一度、全く考えていないということなんですけれども、それではちょっと困りますね。私は思いますよ。あの辺を通る人たちの、ここ何とかならんのかいということなんです。もう一遍答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今、田中議員のほうから排水とかそういう、本当きょうも現場に行ってきたのですが、雨が降ってぬかるんでおります。確かに砂利が入っていない部分とか、草が茂っているところはぐちゅぐちゅとしてとめられなくなっています。現在、雨が降れば30台ぐらいが利用可能で、実際はもっと100台近くとめられるんですが、そういう状況になっております。そこは大変承知しておりますので、今回、舗装ということで御質問いただきましたので、計画持っておりませんということで回答させていただいておりますが、今後、砂利の散布とか、それから入り口、その道路側に排水路を掘っております。そこまた草が生い茂っていて排水不良になったりとか状況はありますので、今後また引き続き維持管理に努めさせていただければと思います。

以上です。

○3番（田中静雄君）

前のほうに若干進んだようでございますので、これはこの辺でやめたいと思います。できるだけ早くひとつお願いをいたしまして、次の項目に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2、新たな駐車場確保の考えはについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番田中静雄議員の質問事項2、中学校周辺駐車場整備についての要旨2、新たな駐車場確保の考えはという御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と全く同じになるかもしれませんが、駐車場の新たな確保についても現在のところ、計画は持ってありません。特に現在、中体連とか大会の折、駐車場が不足する場合というのは承知しております。先ほども言うていただきましたとおりでございます。そのときに際しましては、上峰町の庁舎周辺の駐車場、また中学校グラウンドの中の利用について、主催者に御案内しながら進めているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

小学校もそうですけれども、小学校は書いておりませんが、第一、学校周辺、例えば上峰中学校、非常に生徒さんたちが通う登校、下校、頻繁にやっていますけれども、第一、歩道がないですもんね。大体どこの小学校、中学校に行ったって歩道ぐらいはあるような気がしますけれども、歩道、もちろんきょうは質問の項目には入っていませんけれども、体育館の南側の土地ですね。あそこをどこか不動産会社か知りませんが、何とかされると思いますけれども、その一角、以下全部。それとか、今言いました中学校の北側の駐車場のさらにもう一つ北のほうに拡幅するような考えとか、そういうことも全く考えていないですか、お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現在、田中議員からの御質問で、ほかの体育館の南側の不動産会社さんが開発されようとしてあるところとか、それからもう一個北側の駐車場についての考えはということで御質問いただきました。

現在、開発の業者さんと相談したりとか、北側の駐車場をもう一つ北側を買うとか、そういう計画についても持っておりません。

繰り返しになりますが、今現在あります駐車場、確かに先ほど言いました30台ぐらいしかとめられません。まずはそこを広く多く、1台でもとめられるように整備をさせていただければと思います。

以上です。

○3番（田中静雄君）

要は、今の駐車場がもう飽和状態になっていくのは間違いないです。それを解消するためには、どうしても拡張する必要があると思います。もちろん、制度をするにはきちっと整備してもらって、生徒さんたちが帰る歩道もちゃんとつけてもらって、行く行くはそういう構想を持って、これから教育委員会として取り組んでもらいたいと思います。私の希望をお願いを言って、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、小、中学校の給食費未納について、質問要旨1、未納者に対する連絡、取り立ての現状はについて答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま3番、小、中学校の給食費未納についてということで、1番の未納者に対する連絡、取り立ての現状はということでございますが、未納の件数、金額の資料を求むということで過去5年間分という資料提出の要望が出ておりました。このことにつきまして、まず私

のほうから田中議員のほうにお話をしていきたいと思います。

この5年分の資料でございますけれども、この給食費の未納、それから件数、金額というものにつきまして、これは学校が招集しているお金ということでございますので、私会計でございます。それを教育委員会から出させてもらうということにつきまして、控えさせていただきたいというふうに思います。教育委員会が所掌をしていることでもございませんので、田中議員さんにはお話をさせていただきまして、御理解いただきました。本当に心から厚く御礼申し上げます。今後ともこの学校給食、このことにつきましては、学校、PTA、そして教育委員会と協力しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、このこともよろしくお願いたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、3番田中静雄議員の質問事項3、小、中学校の教育費未納についての要旨1、未納者に対する連絡、取り立ての現状はということについて御質問いただきましたので、御案内をさせていただきます。

一般的なこと、流れで恐縮ですが、まずもって給食費は口座振替で納付いただくこととなっております。毎月27日に指定の口座から引き落とされます。そこで、残高不足により未納となった場合には翌月の10日に再度引き落としが行われます。2度の振替でも納めていただけなかった案件につきましては、取りまとめの上、未納がある旨を文書で告げるとともに納付書を同封し、直接農協で納めていただきます。それでも納めていただけない方には督促状を送り、債権の確認と納付計画書を提出していただくよう通知をされます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

学校給食というのは、多分、学校教育の一環だという認識だと思います。それで、未納者については、資料は提出できないということだったんですけれども、それはお伺いをいたしました。では口頭でいいですから、できる範囲でお願いをしたいと思います。

学校給食が始まったのは何から始まったのかよくわかりませんが、個人的ですけれども、私の家でも未納がありました。どういうことだったかといいますと、それが口座振替であったときにJAの口座の中にちょこっとしか入れとらんやったんでしょね、子供が。ころっと忘れて地域の父兄の方が未納になっていますということで集金に来られました。これはどうも申しわけありませんでした、わざわざ足を運んでどうも済みませんと、大分迷惑をかけましたと謝って納めたような経緯がございます。そういう方々も多分にあるんじゃないですか。ころっと忘れてしまったというのがね。

それと、給食費というのは26年度になりますかね、それまでは多分、地域の保護者の方々が代表でその地域の子供さんのところに、未納になっている方々のところに集金に行っていたと思います。それ以降、その集金の制度が変わったんじゃないかと思います。ということ

は、何で変わったんでしょうかね。中には個人情報保護法とか、そういうところで問題があるから取りやめましたということなんです。そしたら、それに見合う、滞納者がいないように対策を立てるのが教育委員会の仕事じゃないかと私は思っています。その辺はどうですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま3番田中議員から未納者の督促等につきましては、教育委員会の仕事ではないかというふうなお話だったと思っておりますが、この流れを少しお話をさせていただきたいと思えます。

平成19年3月にこの私会計に移ったとき、このときはまだ上峰町給食センターがあるときでございます。そのときに、この学校給食の集金は、口座は学校長とするとなっております。小学校の校長先生、これは通帳です。給食センターですから、支払いをするときには業務に入りますので給食センターの仕事です、公会計でございます。これに移しかえていただいていたという流れでございます。それが平成23年の3月23日に業者委託に変わるわけでございます。そこで、もう給食センターなくなりますので、本来、ここで私会計になるべきところだったんです、支出のほう。でも、それまでずっとなれ親しんでいたということで、教育委員会のほうに支払い業務の部分が来たわけでございます。

ですから、学校給食徴収のほうは小学校にあって、運営費、食材などの支払いといいますね、そういうふうなところの支出の部分は町費の栄養士がおりますので、そこでする分ですから、教育委員会で賄っていく。教育委員会が担っていたのは、いただいたお金で学校給食を運営する、収入は小学校から来るというところでございます。それは本来のところですけども、もう通知が教育委員会に来ているということで、それで教育委員会のほうで連絡をしていたということでございますので、本来のところから、教育委員会がその職務をしなきゃいけないということじゃなくて、教育委員会は協力すると。この23年（160ページで訂正）2月23日のところで、そのときも私会計の収入通帳はPTA会長とするというふうになっております。そういうふうな形になっておりますので、教育委員会は協力すると。当分の間、事務をお願いしますということになっておりますので、通帳は学校側にあるというふうに認識しているところございまして、だから教育委員会がしなければいけないというもので、協力をして、PTA、学校と一緒に協力をするということでございますので、御理解いただきたいと思えます。（「そがんなうそば言うちやいかなでしようもん」と呼ぶ者あり）

○3番（田中静雄君）

今のお話で、私会計は学校長にあるということですかね。現在もそうなんですか。通帳は誰が持つとんさつですか、お願いします。学校長ですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの3番田中議員さんのお尋ねにお答えいたします。

通帳は教育長名義で今持っております。それは支払い業務等がありますので、そのお金を

運営するためには私のほうでしているということでございますので、通帳名は教育長になっております。（「議長、緊急動議」「賛成」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

この関係については、ちょっと暫時休憩をいただいて議論する余地があります。全然ちぐはぐなことを言ってもらっちゃ困りますよ。私もこれ出していたので、時間の都合でできなかったんで、休憩動議をお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。休憩。

午後2時18分 休憩

午後3時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

先ほど教育長の説明の中で、通帳の件で説明不足ということがありましたので、もう一度、詳しく説明を求めたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

議場の皆様にもまたこの説明の時間をつくっていただきましてお礼申し上げますとともに、田中議員様にももう少し丁寧なる説明をさせていただきたいと思います。

先ほど私が時系列的に申し上げさせていただきました平成19年3月の私会計に移るときは、振込口座名義は学校長とするというふうになっておりました。そして、そのときに学校、PTA、給食センター、教育委員会は徴収業務の円滑なる遂行に協力するというので、その4者は協力体制をつくっていくという約束で私会計がスタートしたわけでございます。

そして、今度、23年3月の学校給食運営委員会におきましては、ここはちょうど業者委託にかかわるときでございますので、話し合いをされたときに規則をつくられました。学校給食実施に関する規則というのがありまして、学校及びPTAで円滑なる遂行を図ると、協力をするということになっています。これは教育委員会がつくっている規則でございますので、当然、教育委員会も協力するというのでございました。

そのときに話し合われたところは、口座名義はPTA会長にお願いするというふうになっておる。そういうふうなことを私は申し述べたかったのでございました。それでお願いをするということでした。

今現在はどうなっているかという、私が着任したときから教育長の名義になっておりまして、私は支払い業務に関係しておりますので、当然そうだろうということで思っておりました。私は、私会計という形でこれは協力をしていると、事務局長が御案内したとおりの運用をさせていただいているところでございます。

私会計というスタイルそのものは、私は崩れてはいないと。お互い学校、PTA、教育委員会は、協力して徴収業務の円滑なる遂行に協力するということを実践させていただいているということでございますので、その説明がちょっと言葉少なで飛んでしまったので、聞かれていた議員の皆さん方にもよく伝わらなかったのではないかとということで、今、時間をいただいて補足説明させていただきました。

どうぞ御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。（「議長、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

済みません。一般質問の途中。

○7番（吉富 隆君）

大変申しわけございません。暫時休憩を僕はとりました。

その流れというのは、一般質問の流れではあるにしても、この説明が終わるまで書記の時計はとめるべきだと思います。そうしないとできないと僕は思っていますし、また説明も、今のとでは説明になっていないと僕は思っています。

なぜならば、私会計だから何でも学校ですよ。いいですか。教育委員会は関係ないみたいなことを発言されたので、通帳の問題が出てきたわけですから、僕はそう思うんですよ。そして、この説明がきちっと終わった後に一般質問という形をとるべきではないかと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

そしたら、時計をとめたいと思います。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

何遍も済みません、時間をとらせて。

本当に議運は何のためにやったのという話。議運の中では、私会計だから学校側という問題が一つあって、教育委員会は関係なかよという話の中で、通帳は今、教育長のところにありますよという問題が出たので、私会計とは何ぞや、私会計は関係なかよと言われた問題については説明不足だと僕はまだ思っています。その辺について説明をしていかないと一般質問に入れなと思うので、その辺についての御説明をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど議運のほうでさまざま御指摘をいただいた点は、教育長の答弁が、通帳の名義人が学校長にあったものが時系列を詳しく説明せずに今現在教育長名義になっているということ

で、そこが食い違いしているんじゃないかということで、どういうことなんだという御指摘だったと思います。

今、答弁されたのを聞いていますと、もともと平成19年ですか、学校名義の通帳になっていたものが、委託がいつごろ始まったか定かではございませんけど、委託事業が始まった際に学校給食運営委員会にて再度、私会計でお互い4者協力しながら運営するというを確認した後、現在——現在ですね、たった今現在、学校給食に関係する通帳が教育長のものになっているということを述べられたと思います。

いつの時点で教育長名義にかわったか、この点はまだ言及されていないと思いますので、それを踏まえた上で、説明された上で次なるやりとりが始まるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

今、町長が説明されたのも一理あるんだけど、何で通帳の問題が出たかという問題は、私会計だから学校側にありますというこの問題がなければ、通帳の問題は出てきていないんですよ。さっき出とっですよ、田中さんの質問の途中で。そうでしょう。違うかね。そうですよ。

だから、私会計だから——何回も言うと、私会計だから学校側にあるということなんです。学校側に通帳がありますよと答弁されて、いや、教育長のところにありますよという問題に波及したんだから、私会計のところから説明をしてくださいとお願いしておく。

○町長（武廣勇平君）

私会計だということについての質疑は、私会計について説明せろじゃなくて、先ほど食い違っているところに動議が入ったと思います。動議が入った後に、私会計であると言いながら通帳の名義がいついつから教育長名になったかということについての答弁がありませんでしたので、そこを答弁した後に、私会計というスタイルは崩さずにその4者の協力体制は継続されて、現在、通帳については教育長名になっているということについて、先ほどとめる前の議会で教育長さんは、たしか私の記憶では、協力するという流れの中で栄養士がかかわっているものだから、教育長の通帳名義にしたほうが便宜的によいというような話をちょっと若干されたと思いますので、そのあたりをもう一度答弁されて、再開されるという流れになるのではなかろうかと思います。（「議長、よかですか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

教育長さんって幸せだよ、本当に。これだけ町長がリカバリーをするんで。

しかし、やはり私会計だから学校側にあるという問題については、きちっとするべきだと思います。しないとね、町長の問題は教育長にあつてしかるべきだと僕は思っているんで、そこら辺について説明をしないと先に進めないと僕は思いますよ。何のために動議までかけて、議運まで開いて、きちっとした方向性を出してくださいということで決をとっているん

ですから、それをしてくださいよ。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま7番吉富議員からのことでお答えいたします。

私会計であるというのは、学校給食というものは校納金の一種であるというふうに捉えておるところでございまして、これを教育長の名義となりますと、これは公会計になってくるものですから、これをそうじゃなくて私会計という形で協力をさせていただいている、一緒に協力していくということで臨んでいるところではございますので、私会計という姿勢を崩してしまいますと、これは歳入歳出の管理された会計になると私は思っておりますので、私会計という線は崩さずに、協力という形でやっていくというふうに思っております。

それは、学校給食の食材費は保護者負担で校長のもとに集めるというふうに思っていると。教育長で集めて管理すると、それは公会計。出発点が、平成19年は、まだそのときは学校給食センターという形で公会計で動いていたというところで御理解いただけるんじゃないかかと思っているところではございます。

21年から私会計で民間委託になりまして、したがって、教育委員会は協力をすると、私会計の形で協力をしていきますということで規約をつくっていただいているものと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

以上です。（「責任の所在はどがんたるとるか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

今のとは答弁にならないよ。今までの流れはね、僕が教育長より長くここにいるんだから、給食費についてはいろいろあってきましたよ、本当に。そういうことはわかっています。ただ、私会計だから教育委員会じゃないよとあなたが言うから、そうじゃないでしょうと僕は言ったんですね。協力していくのはわかっている。金の出し入れというのは、教育長、教育委員会でやっているわけでしょう。

大きな滞納がある。じゃ、どうして、給食の材料というのはどこから金が出ているのというふうになっていきますので、教育長、そこら辺をきちっとしなくちゃできない問題に波及するので、僕は休憩動議をかけたんですよ。私会計だから教育委員会は関係ないということは、あなたが間違っていると陳謝したら終わること。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、ただいまより一般質問を再開したいと思います。

○3番（田中静雄君）

私会計が学校長にあるということで、先ほど答弁がありました。教育委員会は、私会計を含めて協力するというようなニュアンスのお話ではなかったかと思えますけれども、私会計が学校長にあるんだったら、通帳も当然学校長が持ってしかるべきだと思います。

だから、今、滞納問題で何百万円か知りませんが、27年度から始まって、もちろん

28年度、今も続いていると。滞納がだんだんふえているんじゃないかと思います。

それで、その私会計が学校長にあるんだったら、最初から学校長に任せておけばいいんじゃないですか。教育委員会で通帳を持ったりするから、いろんなトラブルがあるんじゃないですか。

それと、滞納のことでお金の取り立てといたしますか、それは今後、教育委員会でしていくんですか。学校長が責任を持ってやっていくんでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

3番田中議員からの今後の取り組みということでお尋ねでございます。

事務局長が御案内いたしましたように、教育委員会で納付書などもつくって、学校を通じて保護者のほうにお渡しして、そして、納入をしていただくというふうに思っております。これは、私どもも円滑なる遂行に協力をさせてもらっていると。

だから、この系列は、教育委員会から直接ということではない、学校から徴収をお願いする。その徴収の作業は今までしておりましたので、教育委員会でつくって、そして、学校から保護者のほうに行くという形で協力をさせていただく。これまでのやり方をお願いしたいというふうに思っております。

私たちが私会計で学校長のところだからということではありません。御案内したように、協力をしていきますということを述べているところでございます。私会計だから学校でしんしゃいというようなことを申し上げているつもりはございません。一緒になって、PTA、学校、教育委員会、力を合わせて円滑なる遂行に協力していきましょうという気持ちでおります。

以上、終わります。

○3番（田中静雄君）

私が思うには、滞納者に対しての取り立てというのは、教育委員会も学校長に協力していくということですから、やっぱりどっちかに一本化しないと責任の所在があやふやになってくるんじゃないですか。私はそう思います。どっちかに一本化して、学校長に任せるんだったら任せる、教育委員会でするんだったら教育委員会で取り立てまで全てやると、それくらいの気持ちでやってもらいたいと思います。

あとは余り時間ありませんから、この件に関してはまだ見ていませんけれども、誰か質問するかもわかりません。これぐらいでやめますけれども、そしたら、今、滞納者が実際おられるわけですね。例えば、どういうお金の出し入れをしておるのか私は全く知りませんが、毎月なるのかどうかわかりませんが、一つの予算がありますね。これだけの予算があります。滞納者があるということは、満額お金がないわけですね。どうやっておるんですか。給食の質を落としておるんですか。何かせんことにはできませんよね。給食の質を落としておるんですか、量を落としておるんですか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

給食の食材の質とか量とか、そういうもののことはどうなっているかというお尋ねだということでお答えさせていただきます。

今現在、そういう滞納もあるわけですがけれども、それは今後努力して、納入していただけるものという形でしているわけでごさいます、現時点では質を落としているということではないと私は判断をしております。

いよいよだめということになると、私たちは納入をしていただく側でございますので、何とかそれをしていただけるように取り組んでいきたい。先ほど田中議員からも、どこかが主体性を持って臨むべきだということでごさいますので、それはさらに教育委員会も力を入れて、協力体制をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

できるだけこれが子供さんたちに影響がないように、今後とも努力していくつもりでございます。

以上、よろしく願いしておきます。

○3番（田中静雄君）

今、私が質問したのは、現時点で、例えば今月はこれだけのお金が要りますよと。滞納者がおったら、質を落とさんことにはどうしようもないですね。それをないように、今度の学校給食法の改正とか、どうのこうのと言っておられますけれども、現時点のことを言っておるんですよ。私は、4月1日のことからは言っていないんです。カロリーをふやそうと思ったら、油をちょっと——油を入れれば、カロリーはぼんとふえると思いますよ。質を落とさないことには、お金を払いようがないじゃないですか。教育長が払うわけじゃないでしょう。

だから、現実のお話をしているわけです。質をできるだけ落とさないようにと云って、お金を幾らかかけておるんだから、質を落とすか量を減らすしか、それだけしかないですよ。誰かの差し入れで、寄附してくれるわけでも何でもないですからね。

それで、現実に関どうやっているのかということをお尋ねたわけです。もう一回、答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

後ほど教育長のほうから答弁があると思いますが、文科省の統計によりますと、給食の滞納は約1%から2%の範囲でどの自治体もあるようであります。一般的に、それが適用されますと本町でも滞納があると思われませんが、質が落ちるかという議論につきましては、やはり集められた食材の中で工夫しながら、高級な価格の食材を使わず、栄養価の高いもの、よりおいしいものを選択されて、栄養士が総合的に提供されているものと思われま。

よって、子供の意見をしっかり聞いてみなきゃわからないところに最終的にはなると思いますが、質が悪く、おいしくない食事になっているということが言えない教育長の立場は理解できるなというふうに思いますし、なるべく滞納がない状況をつくることに努力し

ながら、より高級な食材も活用しながら給食の提供ができればというふうに思われたので、先ほどのような答弁になったのではないかなと思います。

佐賀県内で17の自治体が私会計で運営されているようであります。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの田中議員からの質問でございますけれども、現時点では栄養士から、それから栄養教諭からの話では、不足は起こっていないので順調に計画どおりといえますでしょうか、子供たち、児童・生徒には給食を提供しているというふうに聞いております。よろしく御理解ください。

○3番（田中静雄君）

栄養、それから量も、栄養士の方々のお話では十分足りているというお話でございますけれども、要は給食費を100%、満額納めている方、その人たちはお金が少ないんだから、その分、例えば、毎日500円納めておったら、500円から幾らか少ない料理で給食をしているという感じになりますね。ということは、非常に不公平だと思います。満額納めている方々から見れば、何をしておるんだろうかなと、そういうことになってくると思います。

それで、この辺は足りているというんだからそれでいいんだけど、それは不公平さが出てきます。その辺をこれから十分考えてもらいたいと思います。

それで、これは私の臆測になるかと思いますが、9月の定例会で給食費の完全無料化の提案がありました。完全とはついておったのかどうか知りませんが、無料化にするという提案がされました。そういうお話があって、保護者の方々から無料化になると、そういうことで保護者のほうから給食費の未納者がふえたと、そういう傾向はないんですかね、どうでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの給食費の無償化、補助と、それで滞納がふえたということにつきましては、そのことについていろいろお尋ねをしたということはございませんので、答えるものを持ち合わせておりませんが、滞納を何とか解消して納めていただくように、今、教育委員会は局長が御案内したとおりに取り組みを進めていて、今後また、さらなる充実した対策をとっていきたいと思っております。

納めた保護者の皆さんがそういうお気持ちにならないように、不公平感を持たれないように努力をしていかなければいけないと、そういうふうに私どもも思いますし、学校の先生たちも特にそう思っておられると思いますので、一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨 2、未納者 0 件に向かったの今後の対策はについて答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

田中議員の 2 番の未納者 0 件に向かったの今後の対策はというお尋ねでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

未納となっておられる保護者の方につきましては、来校、学校のほうにおいでいただいて、納入する期日確認、あるいはやはり御家庭による御事情があられると思いますので、納入できない事情があられるならばということで、教育委員会といたしましてもお伺いしたいと思っております。

実情に応じまして、個別の対応など教育委員会は助言してまいりたいと思っておりますので、ゼロに向けて今後しっかりと対応していきたいと思っておりますのでございます。

○3 番（田中静雄君）

今の答弁では、既に未納者になっている方々の対応だと思えますけれども、4 月からは無料化ということで、この間、委員会で可決されました。3 月いっぱいまでにまだ未納者が出てくるかもわかりません。そういう人たちの対応、26 年までには保護者の方々がずっと集めておられましたね。だから、今までどおり保護者の方々に滞納者に対しては催促をしてもらうと、そういう方向に切りかえて、そういうことが起こらんようにやってもらいたいと思います。

私の意見ですけれども、とりあえず 3 月 31 日までは絶対未納者がないように、今までの未納者に対しては手っ取り早く、素早く保護者のほうに出向いて行って、ただ通知だけじゃなくて、出向いて行って催促するような、そういう積極的な行動、要はこの給食費でも、それから税金の滞納なんかでも一緒なんです。これは税金でも一緒なんですよ。未納者に対して積極的に足で稼いで、それで取り立てをしていく。これは行政のほうの、学校側になったら学校側の仕事の一つじゃないですか、そう思います。

だから、精力的に未納者がないように、教育委員会みずから協力するという立場ですから、みずから足を一步出して、未納者のほうに訪問に行ってもらいたいということで要望して、この質問は終わります。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 4、ふるさと納税について。

お尋ねします。要旨 1 と 2、同時進行でよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

質問要旨 1、平成 28 年度のふるさと納税の見込み額はと、質問要旨 2 の返礼品の品目数及

び町の特産物の内数については答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の4、ふるさと納税につきまして、要旨1の平成28年度のふるさと納税の見込みはと、要旨2、返礼品の品目数及び町の特産物の内数については、あわせて答弁をいたしたいと思います。

ふるさと納税に関するさきの御質問への答弁で触れましたように、1月末までの実績でおよそ25万5,000件、金額では43億円の寄附をいただいております。

今後のはっきりとした見通しをお示しすることは難しいことでございますけれども、直近の推移から判断をいたしますと、年度末、3月31日までに45億円を超える可能性があると考えておりまして、こうしたことから、先日議決をいただきました今年度の補正予算では歳入欠損を防ぐということも考慮に入れまして、合計で46億円の寄附金収入を計上しているところでございます。

続きまして、要旨の2番目のほうでございますけれども、本町の返礼品の数につきましては、期間限定のものもございますので、数はその都度変動しておりますが、今年度の取り扱い実績といたしましては、これまでにおよそ400品目となっております。

このうち、町の特産物の内数ということでございますけれども、この特産物というものの定義は、一般的にはある地域内で生産されたものを指すというふうに理解をしておるところでございますけれども、実際の企業との生産活動におきましては、他の地域から原材料を仕入れて当該地域内で加工するケース、また、当該地域内で産出された原材料を他の地域に送って加工するケース、あるいは1次加工は他の地域で行い、最終加工を当該地域内で行うケース、また、さらに言えば、他の地域で生産されたものを当該地域内で販売するケースなど、実に多種多様なケースがございます。こうしたこともございまして、各自治体によりまして、ふるさと納税における特産物やお礼の品の捉え方はまちまちであるのが実情でございます。

こうした中、本町では、ふるさと納税の返礼品調達における経済効果をできるだけ町内に幅広く波及をさせるために、町内で生産されたものはもちろんのこと、加工、流通、販売のいずれかにおいて町内との産業上の連関を有すほか、町の地場産業の振興や魅力発信、イメージアップにつながると判断するものにつきましては、返礼品として選定をする旨、町のほうで返礼品選定基準を設けております。

こうした町の基準を満たし、かつ総務省通知におけます金銭類似性の高いもの、また資産性の高いもの、さらに高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品に該当しないものについて、本町の返礼品として選定をしておりまして、その数は冒頭申し上げましたように、およそ400品目となっているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

返礼品目の中には、400品目ですから相当な数になりますけれども、本当にこの中に上峰町内の特産物といますか、非常に限られておるんですね。こういうことが上峰町外の方々からもよく言われますけれども、上峰町で特産物は何がありますかと、えらい景気によかですねということ言われますけれども、上峰町内の特産物は何があるかといったら、なかなか私も説明しかねるんですね。

だから、この辺は簡単にいきますけれども、これからよその市町村から指摘されないように、何かこれはおかしいじゃないかとか、そういう指摘をされないように、全ての品目に対して、これは間違いはないですよと答弁できるように整理をしておいてもらいたいと思います。

この項目は終わりますけれども、次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

要旨3、返礼品競争の「是正」の声が上がっているが町の考えはについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨3、返礼品競争の「是正」の声が上がっているが町の考えはという御質問に対しての答弁でございます。

ふるさと納税につきましては、議員御指摘のとおり、賛否両論あるということは承知をしております。しかしながら、このふるさと納税の制度は、そもそも人、物、そして金、つまり財源についても大都市に集中する中で、その是正により地方の活性化を図ることを意図して国が設けた制度というふうに認識をしております。

今後、国におきまして制度の改廃はあるかもしれませんが、前述のように、基本的にふるさと納税の制度は本町のような地方の自治体を支援するための制度でありますため、そうした観点に立てば、本町としては、まずこの現行制度の中でいかにして財源を確保し、そして、それをいかにして地域社会や産業の活性化につなげていくかという視点で努力することが必要であると考えております。

また、返礼品の競争という点につきましては、確かに一定のルールは必要と考えておりますが、他方で、競争の中で切磋琢磨することで自治体や事業者のサービス等の向上が図られるという面もございますので、そこは両面を考えていく必要があるかと、このように考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ふるさと納税の返礼品については、今、総務省のほうでもいろいろ指摘されているようでございます。

その主なものとしては、返礼品の額の上限を設定しようとか、それから、大企業になる

かどうか知りませんが、企業からの品物、高額な品物になると思いますが、その辺の是正も、おかしいとか、それから、商品券を配ったりどうのこうのと、その辺は上峰町にはないと思いますけれども、その辺はそれとして、上峰町の返礼品の額というのは、50%とも60%ともいろいろ言われますけど、正確にはどれくらいですかね。50%かっちりなんですかね。50%から60%の間なんですかね。

今、共同通信の調査では、全国平均が43%とも言われています。1年前は37%ぐらいから、今は43%と言われています。それで、上峰町は正確に出せないかと思えますけれども、本当に50%なのかどうか。その辺の総務省からの指摘はないのかどうか。それがあつたときに大変痛手を負うわけですね。上峰町は何かこんなことしよつたということでメディアにたたかされると、えらいことになりますので、今は上昇中ですが、これが下り勾配に入ったときには、やっぱり余りよいんだなど、そういうイメージを受けますので、その辺は十分注意してもらいたいと思います。

それと、これも新聞によると、県でも過熱する返礼品競争ということで言われております。アンケートも県のほうでやられたと思えますけれども、返礼品に対して是正が必要と言われている市町村、これは3市町ですね、佐賀県内で3つ。どちらかといえば必要というのが9市町です。回答がなかったのが1つの町ですけども、ということは、その中に上峰町はどこにも入っておらずです。上峰町はわからないという部分に入っておるんですが、どうしてわからないんですかね。これだけの納税者があつておつて、何も問題ない。返礼品の競争に対してわからないということはどういうことなんですかね。何かあるはずですよ。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

わからないと答弁している理由ですが、返礼品競争の是正という言葉の定義がまず必要だというふうに私は思います。

先ほど言われていますように、総務省が禁じている商品券、換金性のある商品券とか、あと転売可能な家電製品等については明確に禁じておりますが、そうしたものについてまだ出している自治体があるというものについては、これが返礼品競争の枠内に入るのであれば是正が必要だと思いますが、おおむね半分程度の換金率と、加えて商品の広域から扱うものについて我々は取り組んでおりますけれども、全国の自治体でも約38%の自治体が広域からの仕入れを実際行っているというふうに「さとふる」の自治体調査の結果では出ているところでございます。

こうした広域から扱うことを返礼品の競争ということで、要するに田中議員御指摘のように地元のものを使っていないじゃないかという一点でその是正が必要ということで考えれば、私どもは、これは小規模自治体で農産物が少ないところは、そういうふうなやり方をやりながら、この間も申しましたけれども、域外のものをより多く取り入れながら、先ほどの豚肉

の製造工場の話ではありませんけれども、直接投資をして、なければつくろうというような視点で生産拠点を誘致することもできる可能性を生み出しておりますので、これについては必要だというふうに思っております。

また、還元率が高いものは論外でありますけれども、7割、8割の自治体もございますので、それについては是正が必要だという立場ですが、実際、本町のようにおおむね換金率5割で出している自治体にとって、返礼品競争と、それまで対象としてみなされることがあるとすれば、それは是正は必要ないというふうに思います。

なぜかといいますと、やはり商品の磨き上げと、かつ事業者の経済効果にも大きく影響することができますし、何といいますか、地域商社と常々申し上げておりますが、商品のブランド化、あるいは販路開拓、商品開発に力を入れていくことができますので、そういう取り組みを強化できるまさに産業振興の分野かもしれませんけれども——につながるような施策としては是正は必要ないということで、質問の意味がよくわからなかったということで、わからないというふうに回答したと記憶しております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

以上で田中静雄議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

2番吉田です。いましばらくおつき合いのほどお願いしたいと思います。できるだけ1時間ぐらいで終わりたいと思っておりますので、執行部も簡明にわかりやすく答弁をお願いしたいと思っております。

それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目に子育て支援として、隣接町村から見るとかなり進んだ子育て支援の対策をとってもらっておりますが、さらなる充実のために、①として保育料等の保護者の負担軽減を図るために軽減はできないのかということをお尋ねいたします。

2番目といたしまして、他町では手形とか足形のプレゼントなどをされておりますが、そういう出生記念品等の贈呈は考えられないかということをお尋ねをしております。

それから、2番目の老人福祉といたしまして、12月定例会でも申し上げましたが、敬老祝い金の復活ができないものかということをお尋ねをしております。

2番目の介護保険制度（負担割合増）と関連しますので、一緒に御答弁をお願いしたいと思いますが、基本的な考え方としては、介護保険を使うことのない健康な老人をつくるという意味合いから、40歳ぐらいから健康対策としてのスポーツジムの建設なんかを考えてもらえないのかなということをお尋ねをしております。

それから、3番目といたしまして、採択された請願事項の取り扱いということですが、

①として、町道西峰東西3号線のその後ということで、12月定例会におきまして、1月20日までの工期として道路概略設計業務を委託しているとのことでありましたが、その設計業務は完了したのかどうか、お尋ねをいたします。

②として、町道西峰東西4号線の未買収用地交渉その後ということで、12月定例会の報告では、被相続人の3分の2は住んでいるとのことでしたが、あと残りの3分の1がどうなったかということでお尋ねをしております。

それから、重ねて道路舗装工事はどのような計画を立てておられるのかをお尋ねします。

③として、町道の維持、管理計画の資料を提出するように求めておりましたが、現状では骨格予算ということもありまして、無理な点もあると思われますので、この3番目については質問事項を取り下げさせていただきたいと思えます。

4番目といたしまして、防災対策として、①防災マップ変更作成の進捗状況はということでお尋ねをしております。

それから、2番目として、海拔表示の進捗はどうなっておるのかということをお尋ねしております。

それから、5番目の町長の施政方針に対する各課長の考えはということで、町長の施政方針に対する主管所掌事務の施策方針を全課長文書にて提出してくださいということで、これは手元に来ておりますので、今後、6月、9月に向けての参考資料とさせていただきますので、この点については答弁は必要ありません。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、子育て支援、質問要旨1、保育料等の減免はできないかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。2番吉田議員の御質問でございます。

質問事項の1、子育て支援で、要旨の1、保育料の減免はできないかという御質問でございます。

現在、本町の保育料につきましては、国が定めております基準限度額を保育料金設定の基礎といたしまして、所得課税額に応じまして、教育施設1号認定の児童につきましては5階層、保育施設2号、3号の児童につきましては8階層に保育料の区分を設定しているところでございます。

現在は、国が定めております基準を100%といたしますと、その年の児童の各年の年齢構成にもかかわるところではございますが、平均で約85%程度の利用者負担額、保育料額で推移をしているところでございます。

このような中、国の子育て支援の政策といたしまして、段階的ではありますが、ひとり親

家庭の第2子以降の減免、多子世帯における保育料の減免等が現在実施をされているところでありまして、本町といたしましても規則等の改正を行いまして、減免措置に対応を行っているところでございます。

今後におきましても、国の平成29年度案といたしまして、幼児教育の段階的無償化の推進計画をされているところでございます。

国の案といたしましては、市町村民税の非課税世帯の第2子以降を無償化、案の2としまして、年収3,600千円未満相当世帯の保護者負担軽減、特にひとり親世帯の軽減措置をさらに拡充するということ、または3案としまして、2人親世帯におきましても、3,600千円相当の所得割課税額につきましては、中間層である4階層を判定分離いたしまして、算定児童の年齢撤廃による利用者負担額の減免等、今後はさらなる減免措置が講じられるものと推測をしているところでございます。

町といたしましても、今後の子育て支援法によります教育・保育に係る利用料金の減免措置の動向に注視をいたしているところでございます。国の施策におきましては、これからも常に遵守をしております。また、町が設定いたしております教育施設において、5階層利用者負担額及び保育施設における8階層の利用者負担額につきましても、国の利用者負担額の減免状況の今後の実態を注視いたしまして、県、近隣市町の利用料金等の動向にも配慮しながら、町単独の利用者負担額につきましては、財源の負担も必至となりますので、財政状況等を研磨しつつ、段階的に見直しについて今後検討を行いたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

基本的には、国の基準を遵守して軽減措置を図る中で、できたら町単独の軽減も今後検討するというお答えをいただいたと思いますが、そういう認識でいいですかね。

○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃるとおりでございます。一応基準というのは、国の基準が当然、先ほど説明したとおりあります。町が教育的保育5階層、保育については8階層という部分を設定しております。その中で、どうしても今、国のほうが施策を持っておる軽減というのが、所得の中間層以下のところに集中しているのが事実でございます。しかしながら、国のほうとしましても、将来的には教育的保育の無償化というふうなことで、今後、段階的に推進をしていくという方針を持っております。だから、そのところはやはり注視をしていきたいというふうに考えます。

その中でも、そしたら中間層以下のところにしか減免はないのということが、私たちも懸念があるところでございます。そういったところにつきまして、どうしても高額所得の方たちで階層が上の方は、その所得を得るために保育をしなくてはいけないという、これは保育

に関して、どうしても保育をさせてくださいという方たちもいらっしゃいます。そういった方たちの意向等も踏まえて、しかしながら、町で定めております保育料全体に行き通るように、今後は段階を踏まさせていただきますと思いますけど、保育料の国の基準額からの見直し等にも今後検討を重ねていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

所得階層の中間層というのは、恐らく皆さん方、課長さんたちは中間層以下ですよ、国の定める所得の中間というのはね。だから、町内はほとんどの人が中間層以下なんです。だから、国は少なくとも最低の基準で設けてくるわけですから、私がいつも言っているように、町長も最近、今までは8年間、町民の皆さんに我慢を強いてきたと、だから、今後は町民サービスに徹底しますよということを公言してありますから、少なくとも課長さんたちは自分たちに与えられた所管のことを町民サービスのためにどういう事業があるのかという形で、積極的に町長に要望して実現するように努力していただきたいということで、課長さんたちから全て文書でいただいているわけですから、その点を勘案して、できるだけ速やかに保育料の減免もできるように努力をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、出生記念品等の贈呈はできないかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

続きまして、吉田議員御質問の質問事項1でございます子育て支援、要旨の2、出生記念品の贈呈はできないかという御質問でございます。

先ほど議員おっしゃいました出生記念品、例えば、足形または手形とか、いろいろ品目はあると思います。出生記念品等の贈呈につきましては、県内の状況を見ますと、佐賀県内ではまだ出生記念品の贈呈はございません。

一応全国を私ちょっと調べてみました。全国を調べたところ、25県で48自治体が出生記念品という形で、今、制度を設けられておるところでございます。九州には長崎県、大分県がございました。実際、出生祝い品につきましては、まだ実施自治体は少のうございます。

そのような中ではございますが、これらの支給におきましては、例えば、数カ月前より住民登録がある保護者が対象条件であるとか、申請における各条件により対象者においても支給制限がかかるであるとかいうことの制限がかかる場合があります。

町役場といたしましては、出生届におきましては、里帰り出産など住民票がない保護者からの届け出も上峰町には多うございます。子供の出生という大変喜ばしく、当然そのまま定住の促進につながることもかかわってくることもございます。保護者においても、誕生という記念すべき届けと私たちは考えております。

高額な記念の商品だけではなくて、できれば安価でも、上峰町で届ける保護者の皆さんにお祝いの記念として喜ばれる贈答品とかがないかをいろいろ調べております。今後、模索、検討していきたいと思っておりますし、支給対象条件につきましても、お祝いの品物でございますので、なるべく申請された皆様に届けられるような、そういった町の制度としまして協議を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

調べて全国で48自治体、実施しているところがあるということで、九州では長崎と大分が実施しているようでございますが、例えば、所得の上限にかかわらず、両親の申請時の喜びはほとんど一緒なんです。特に、私を含めてほかの同僚議員さんも子供は町の宝だということを全ての人がちゃんと公言してありますから、そういう観点からいくと、ある程度の予算要求をされても大目に見ていただけるよというふうに感じますので、そういう所得の制限とかは考えんでね、わずかなものでもいいですから、おめでとうございませうという気持ちをやって、一人でも多くの子供を産んでいただくような、つくっていただくような施策に持って行っていただきたいと思っております。

特に、いつも申し上げますように、よそよりも一歩先に出なさいということは、そういうことなんです。周りがやったからやるんじゃ、まねごとじゃだめなんです。佐賀県が一番最初でもいいじゃないですか。上峰はこういうものを行ったよとよそがまねしてくるわけですから、そういうことで実現に向けて努力をしてください。答弁は要りません。

○議長（寺崎太彦君）

質問事項2、老人福祉、質問要旨1、敬老祝い金の復活について答弁を求めます。

済みません、吉田議員。1番と2番、一緒で。（「一緒でよか」と呼ぶ者あり）はい。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

それでは、吉田議員の質問事項、老人福祉、要旨1、敬老祝い金の復活に関してから答弁をさせていただきます。

敬老祝い金は、平成18年3月に廃止された上峰町敬老祝い金支給条例によって支給がなされておりました。平成18年4月1日に施行されました現在でございます上峰町長寿祝い金支給条例、これがその役割を担っているところでございます。

今後の高齢者人口構成の推移を鑑みますと、平成32年には高齢者人口が2,353人、全人口に占める割合が25.3%、団塊の世代が後期高齢者になると言われております平成37年、2025年ですけれども、これには高齢者人口が2,415人、全人口に占める割合が26.1%になるというような推計もございませう。

以降、平成57年には高齢者人口が2,610人、人口全体に占める割合は29.5%をピークに、高齢者人口は減少傾向に入る予測がなされております。

また、高齢者人口割合が増加することに加え、15歳から64歳までのいわゆる生産労働人口と言われる人口層、それと総人口は減少傾向にあることが見込まれております。一般的な考え方によれば、自治体としての歳入も減少していくことが予想されるということになります。

人口減少効果が発現する時点での自治体経営状況については、現段階では不透明なところが多々ございます。こういった将来予測を踏まえて、現状から縮減をせず、維持できるよう努力していきたいというふうに考えております。

それに続きまして、質問事項の2のほうになります。介護保険制度の負担割合増の改正阻止はということでの御質疑をいただいております。

吉田議員の質問事項の老人福祉、要旨2、介護保険制度（負担割合増）の改正阻止はということで御答弁を差し上げたいと思います。

これにつきましては、政府が2月7日に介護保険関連法案の改正案を閣議決定いたしました。今国会での成立を目指しているというような話も聞いております。

内容としましては、65歳以上で現役並みの所得がある方が介護保険サービスを利用した場合、自己負担割合を3割に引き上げることなどが柱とされております。改正案には、来年、平成30年8月から年収が3,400千円以上のひとり暮らしの人など利用者負担を2割から3割に引き上げるとして、また、高額介護サービス費の一般区分を現在の37,200円から44,400円へ引き上げることや、介護納付金に総報酬割を導入するということも示されております。

現役世代、40歳から64歳の方ですね、いわゆる2号被保険者と言われるところになりますけれども、ここが支払う保険料の算定を総報酬割に改め、比較的収入の多い大企業のサラリーマンなどの負担増加も盛り込まれているというように聞き及んでおります。

政府の考えといたしましては、世代内、世代間の公平や支払い能力に応じた負担という観点と、2016年度の介護給付費が全国ベースで10兆4,000億円に到達するんじゃないかという見込みからなされているようです。それから、社会保険制度としての持続性を維持すること、こういった観点からの決断であったのではないのかというふうに思っているところでございます。

改正阻止との質疑ではございますけれども、国策であります法改正になりますので、こちらのほうは議員も十分御承知かと思いますが、立法機能を有します国会の権能でございます。地方自治体の私どもの立場といたしましては、法律内容に対して粛々と業務を行うことになるかと思っております。

また、地方関係6団体の場、あるいは保険者等への意見聴取の機会、こういった場合があれば、意見を行うこととなるかというふうに思っております。

一応2つまとめて御答弁のほうを申し上げたところです。以上です。

○2番（吉田 豊君）

河上課長から今、答弁をいただきましたが、法の内容については大体私も理解しております。

そこで、私は介護保険を使うことのないような健康な老人をつくるための施策を何か考えてくださいということをしたんですが、それに対する答弁があっておりませんので、それをお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

失礼いたしました。介護保険をなるべく使わずにお年寄りの方が元気で町で暮らせるための施策ということで、議員のほうも先ほど総括質問の中で、例えば、スポーツジムを使ったような健康づくり事業というようなことを言われておりました。

実際、スポーツジムとかを使うかどうかというのは別にいたしまして、40代といった若い層から連続して高齢者に至るまで、つまり、生活習慣がある程度固定する前の時点でそういった何らかの施策を打っておくということに重要視するということは、予防の観点からも非常に重要であって、議員がおっしゃられる趣旨は私も同感というふうに考えております。

ただ、具体的にどういうふうな施策かといいますと、現在やっている運動教室等々はございますけれども、そういったものをまず一連で関連づけて、例えば、ステップアップ方式をとる。例えば、体の機能の状態に応じて、機能が著しく劣っている人であればAという教室、ちょっと回復してきたねといったらBという教室、大分離れてきたねということになったらCという教室、最終的にはそういった方たちが地域に出て、指導者的な役割をとっていただけるような形で、そういう好循環で回せるような予防施策が打てればというふうに思っております。

介護予防生活支援の総合事業というのも29年度から一部実施をされてまいりますけれども、まさにそういった考えをベースにまずは足がかりをつくって、その上で若い人たちから高齢者に至るまでのそういう施策をですね、一連の筋の通ったような施策というものを今後また知恵を出しながら、そして、私どものほうも財源をある程度確保しながら、そういったものをやれるような補助金、交付金等の活用を含めていろいろ研究していきたいというふうには考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

考え方の趣旨には同感であるというふうなお答えをいただいたようですけれども、先ほど河上課長の答弁の中で、国が決めたから地方自治体はそれを守っていかなきゃいかんというふうな発言があったように考えますが、以前は国が上位で下が地方自治体だったんですけど、2000年の法改正で国も地方も一緒なんですよ。だから、あなたは地域の住民の立場に立って仕事を遂行する義務もあると思うんですね。じゃ、それだけ負担がふえる分については反対だという声を上げてもいいんじゃないですか。

例えば、健康福祉課長の連絡会議等も、郡内なり県内で多分そういう組織はあると思うので、そういうものをやろうよという提案者になっても私はいんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほど議員のほうから言われました国と地方の立場は対等である、まさにそのとおりでございます。その法改正のほうも含めてなんですけれども、国と地方の協議の場、こういったものも今現在置かれているところではございます。

また、物を言う自治体という形で、昨今では国の決めたものに対していろいろ異議を唱えるというような場も活発化してきている状況ではございます。

ただ、この改正内容におきまして、今現在のところで、国会で今後審議されるという内容ではございますけれども、一旦法律の内容で施行した後どうなるか、実際審議される手前の段階でそういう声を上げるというのもまたどうかというところもあります。

また、言われておりますように、担当者同士での話の中でそういう話が出ていないかというようなことでもありますけれども、そういった協議の場といたしましうか、集まる機会というのはございますので、担当者等々でいろんな考えもございます。私どもだけで考えが及ばないことも、ほかの自治体で実際考えられているところもあるかと思っておりますので、そういった場につきましては有効活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

河上課長からお答えをいただきましたが、私に言わせると詭弁にすぎんということになりますね。

以前から私が申し上げておりますように、親子3世代を推進したらどうですかということをお私ずっと言ってきたんですけど、つい先日、佐賀新聞にも載りました。佐賀県が3世代同居を推進する旨の発表がありましたよね。もうちょっとね、住民の皆さんの生活の実態を見ながら、どういう手があるのかということをおあなた方は考える立場にある人なんですよ。そこを間違ってもらったらいかん、私はそう思います。

だから、先ほど敬老祝い金の復活についてもということで質問をしていますけど、12月の答弁と全然変わっていないわけですね。苦労されて今の上峰をつくられた先輩たちに対する尊厳の気持ちを持って、以前はそれぞれの年齢に応じたそういう敬老祝い金があったわけですから。財政再建の期間中は、それは済みません、財政、金もないですからごめんなさいという形で町民に我慢してもらったかもわかりませんが、他の自治体と相も変わらぬ財政力になっているわけですから、そういうことも、あなたは節目節目に敬老金を渡すほうが何か実のあるようなことを言われたんですけど、私はそうは思いませんね。

例えば、敬老祝い金をもらって、それを孫にお小遣いにやって、そこに3世代のあれがで

きるわけでしょう、表現はちょっと言葉が見つかりませんが。そういうふうな親切心も持って行政に当たっていただきたいというふうに思います。

この回答については、先ほど文書で町の施政方針に対する回答もいただいていますので、それとあわせて6月、9月で質問していきますので、よろしくお願いします。答弁は要りません。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、採択された請願事項の取り扱い、質問要旨1、町道西峰東西3号線その後について答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

2番議員の質問事項の3番目、採択された請願事項の取り扱いということで、要旨の1番目、町道西峰東西3号線その後ということでございます。

この路線につきましては、昨年の9月の補正予算におきまして、道路概略の設計業務に係る委託料ということで予算をいただきまして、昨年11月に発注をしたわけでございます。

議員御指摘のとおり、1月20日ですか、工期を迎えておりまして、既に業務完了いたしておりまして、道路法線の案なり、概算事業費等の報告を受けておるところでございます。

現在、来年度、平成29年度でございますが、社会資本整備総合交付金の新規採択に向けた概算要望を行っておりまして、申請等の準備を行っているところでございます。

新規事業となりますので、当初予算には計上しておりませんが、採択後は概略設計による地区説明会等を行いまして、その後には詳細設計なり、また用地測量等々、また買収ということで進むことになろうかと思っております。

交付金の配分状況によりまして事業進捗に若干不透明な部分もございますが、いずれにいたしましても、町といたしましては、今後、地元なり、それから、関係地権者29名ほどおられますが、その協力をいただきながら事業推進を図っていきたいと考えております。

なお、道路の法線ということで案をいただいておりますけれども、これは約3案をいただいております。まず、西から東に向けての延長約430メートルでございますが、両端の中央の中心から一直線に結ぶ案につきましては、農地の北側、南側の買収する面積が大分異なりますので、この案についてはいかがなものかということで考えておりますが、2案につきましては、現況の道路の中央を見越した形で北と南の農地を均等に買収を行う方法はいかがという案でございます。

3番目につきましては、西側と東側の中心から中ほどの点を何点かとりましての用地買収ということで、これも北側、南側の農地協力者による均等な用地買収ということで、2案か3案ということで考えておるところでございます。

なお、事業費につきましては、合わせましたところで56,000千円強の全体事業の予算をい

ただいておりますが、この件につきましては、測量費とか、それから、後々の水道代、上水道、それから、下水道につきましては含まれていないということで御了解いただきたいと思っております。概略、よろしく申し上げます。

○2番（吉田 豊君）

そうしますと、1案から3案までの法線の案が出たということですが、町でどの案を採用するかというのはまだ決まっていないわけですか。

○建設課長（白濱博己君）

この3案につきまして、最終的に町に詳しい状況報告まではしておりませんが、建設課といたしましては、2案の現況は若干曲がるかもわかりませんが、後々の用地交渉を含めた中で、若干曲がるといいましても、ある程度直線的なことでもございますので、そういうことで建設課としては思っておりますが、詳細につきましてはまだ決定しておりません。新年度に向けて、そういった形で決定していかなければならないということで考えております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

建設課としては2案ということは、現在の道路の中央から両サイドに振るという案ですね。

私の記憶によると、あそこの開拓団のときはほぼ直線ですもんね。昔の開拓団の字図を見たら、大体直線で東西に入っています。ここは国調も済んでいますので、国調の境界から用地買収をしていくべきではないかというふうには私は思うんですが、国調の線はどうなっていますか。現況の少し曲がったような状況で国調のくいがあるのでしょうか。それとも字図に打っているような、西と東を一直線でぽんと結んだような路線というか、法線になっておるのか、その辺はいかがでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

国土調査以前の図面は、たしか真っすぐだったと思います。面積も991ということだったん。私ちょっと担当しておりませんが、聞くところによりますと、道路を決めて、その道路も今現在は真っすぐではないようでございます。若干曲がっていると。弓なりに南のほうに曲がって、3号線はですね。以前は真っすぐだったと思いますが、ですから、国土調査の道路の境界の中心点をもって、それから両サイドに振るというふうな形になるのではないかと考えておるところでございます。

あくまでも基本の国土調査での境界の中心からということで思っておりますが、まだそこら辺は最終的には町の御判断もありますので、そういうことでの認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

国調は現況を優先的に打っていくわけですけど、当時、国調の段階で、あの道路は町道までは認定されていないですけど、町管理の農道にはなっていないんですか。

というのは、私が言いたいのは、国調で道路の法線をあなた方が主張しないから現況でくいを打っていかれたんじゃないかなと思うわけですよ。だから、本来、以前の国調前の図面が真っすぐで、西と東を結んだ直線であるならば、それを主張して、それなりのくいを打つべきではなかったかなと思いますけど、どういうふうに感じられますか。

○建設課長（白濱博己君）

以前は直線で、上峰町有地の公衆用道路で農道ということだったと思います。国土調査をされて、あそこのところは結構、台帳的には991ですけど、法線的にも曲がったところもありますし、おのおの個人個人の境界も違っていたということで、ある程度、道路を現況で決めた中で、その一面を案分したといいますか、そういう形だということで聞いております。

その中で、国土調査で町も個人も了解されている現在の法務局登記の図面による——今のところ町道ですけども、町道での境界がもう決まっているものですから、その境界を尊重しながら道路づくりもやっていきたいということで考えております。

以上でございます。（「先へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、町道西峰東西4号線未買収用地交渉その後、道路舗装工事の見直しはについて答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

続きまして、2番議員の質問事項の3、採択された請願事項の取り扱いの2番目、西峰東西4号線の未買収用地交渉その後と、道路舗装工事の見直しはということでございます。

この件につきましても、昨年来、質問を受けておるところでございますが、一部未買収地ということで、面積的にはそう多くございませんが、10メートルの面積が5.09平米です。

その中で、以前から相続関係で14名ほどおられますが、約3分の2ぐらいの9名の方の同意をいただいておりますが、そのほかに、今管理されている地権者の兄弟さんの分につきましてはいただけていないということで、12月後も本人さん、管理者に2度ほど折衝いたしました。前に行っているかということでございますが、なかなか御事情ということもあって進展していない状況でございます。

この相続につきましては、遺産分割協議証明書ということで、この土地を相続者の管理者に譲りますよと、これで協議を成立しましたという協議書の印鑑でございます。そこに印鑑証明書をいただけて同意いただくということでございますが、まだ今後も時間がかかるかと思っておりますが、さらなる要請も今後行っていきたいと考えております。

それから、舗装工事の見直しはということでございますが、この件につきましても、平成

24年の4月に地元からの要望があっている状況でございますが、路線に住宅なりアパートが数軒ほど建っておりますが、西側は農地が多く見られまして、宅地率といいましても低く、ほかの荒れた集落内生活道路を優先しているという状況の中で現在も未舗装の状況でございます。

町といたしましても、舗装整備の要望箇所でもありますが、現在のところ、集落内の生活道路を優先していると先ほど言いましたような状況でございますので、先ほど言いました買収の件とも並行、努力しながら、場合によりましては、時間のこともございますので、一部除外して舗装する方法なり、また、もしくは西側の農地の部分を残して延長、縮小する形での家屋のある東側の分からの段階的舗装ということを検討する余地もあるのではないかと考えております。

人口増を見据えた西峰地区の宅地開発を見越しながら、その路線の必要性等を総合的に勘案しながら舗装も検討していきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

路線の宅地化率が進んでいないということなのですが、舗装することにおいては、宅地化率が進むということも考えれば、予算等が許せば、一日でも早く、地元の要望でもありますので、取り上げていただきたいというふうをお願いをして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

お尋ねですが、3番は取り下げで、わかりました。

それでは、次へ進みます。

質問事項4、防災対策、質問要旨1、防災マップ変更作成の進捗状況については答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、吉田議員の防災対策の1項めの防災マップ変更作成状況についてお答えいたします。

ただいま防災マップの見直しにつきましては、平成28年12月5日付で上峰町ハザードマップ作成業務といたしまして、株式会社ゼンリン佐賀サービスセンターと業務委託契約を締結しております。

現在、進捗状況につきましては、マップを入れます冊子の原稿の最終段階に来ておりまして、印刷製本に取りかかる段階でございます。

また、冊子の中に入れますマップにつきましても、並行しながら打ち合わせ調整を行っておるところでございます。納品予定を3月21日に予定しているところでございます。

以上です。（「わかりました。進めてください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2、海拔表示の進捗はについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうから、吉田議員の防災対策の2項目め、海拔表示について答弁申し上げます。

海拔の表示につきましては、先ほど答弁いたしました防災マップの中の避難所マップの災害種別記号と一緒に各避難所に明記しておるところでございます。

今回、先ほど答弁いたしましたマップの中で各避難所に対しての海拔表示をいたしております。

また現在、別発注といたしまして、指定避難所案内看板工事の発注を行っております。この案内看板につきましても、先ほどと同じような形で避難所の標高を明示するようしておりますところでございます。

看板設置につきましても、3月末予定で今現在行っているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

避難所についても、12月議会の答弁では3月21日のマップ配付予定のときには同時に完了するというふうなお答えをいただいていたと思うんですが、今のお答えでは3月末ということですが、それだけずれ込んだということで考えんばいかんとですね。はい、わかりました。

終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

吉田議員、5番はもう答弁は要らないという。どげんやったですかね。（「6月、9月の質問資料にするから、これは答弁要らんです」と呼ぶ者あり）

それでは、2番吉田議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時37分 散会